

疾病・感染症対策課

疾病・感染症対策課

予算額 R7年度 8,256,771千円（一般財源 4,075,592千円）

母子保健係、がん・疾病対策係及び心の健康支援係分

予算額 R7年度 7,878,798千円（一般財源 3,872,298千円）

【施策体系】

				R7				
政策の柱／施策の総合的展開	施策展開	疾病・感染症対策課の 施策展開	(事業名)	予算額	(一財)			
持続可能で安定した暮らしを守る	健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る	健康づくりの推進	精神保健対策の推進	1 精神保健福祉センター事業	142,571	(137,833)		
			地域保健対策の推進	2 健康づくり事業団運営事業	3,428	(0)		
	医療提供体制の充実	地域医療対策の推進	3 生活習慣病医療連携体制推進事業	3 生活習慣病医療連携体制推進事業	159	(0)		
			4 アレルギー疾患対策推進事業	4 アレルギー疾患対策推進事業	205	(103)		
			5 循環器病対策推進事業	5 循環器病対策推進事業	597	(299)		
			6 循環器病地域連携推進事業	6 循環器病地域連携推進事業	9,354	(4,677)		
			7 骨髄提供希望者登録推進事業	7 骨髄提供希望者登録推進事業	2,572	(2,572)		
			小児・周産期医療対策の推進	小児・周産期医療対策の推進	8 小児初期救急医療体制整備事業	8 小児初期救急医療体制整備事業	31,746	(9,036)
					9 小児救命救急センター運営事業	9 小児救命救急センター運営事業	70,538	(0)
	10 地域療育支援施設運営事業	10 地域療育支援施設運営事業			39,975	(0)		
	11 周産期医療対策事業	11 周産期医療対策事業			194,550	(1,133)		
	がん医療対策の推進	がん医療対策の推進	12 がん診療連携拠点病院整備事業	12 がん診療連携拠点病院整備事業	124,177	(62,089)		
			13 がん医療提供体制施設設備整備事業	13 がん医療提供体制施設設備整備事業	33,758	(0)		
			14 がん診療施設施設整備事業	14 がん診療施設施設整備事業	14,081	(0)		
			15 がん対策推進協議会の設置	15 がん対策推進協議会の設置	197	(99)		
			16 がん予防推進事業	16 がん予防推進事業	12,026	(5,509)		
			17 がん患者への就労支援推進事業	17 がん患者への就労支援推進事業	855	(428)		
			18 がん先進医療費利子補給事業	18 がん先進医療費利子補給事業	557	(557)		
			19 がん医療提供体制人材育成事業	19 がん医療提供体制人材育成事業	431	(0)		
			20 がん患者へのアピランスケア助成事業	20 がん患者へのアピランスケア助成事業	7,270	(7,270)		
難病対策の推進	難病対策の推進	21 特定医療費等助成事業	21 特定医療費等助成事業	3,291,620	(1,653,847)			
		22 難病特別対策推進事業	22 難病特別対策推進事業	4,587	(2,294)			
		23 療養生活環境整備事業	23 療養生活環境整備事業	21,487	(9,926)			
		24 遷延性意識障害者医療費給付事業	24 遷延性意識障害者医療費給付事業	1,344	(1,344)			
精神医療対策の推進	精神医療対策の推進	25 精神医療対策事業	25 精神医療対策事業	3,015,519	(1,520,958)			
		26 精神科救急医療整備事業	26 精神科救急医療整備事業	109,185	(45,927)			
		27 発達障がい診療体制整備事業	27 発達障がい診療体制整備事業	21,041	(1,125)			
		28 依存症対策事業	28 依存症対策事業	791	(395)			
県民生活の安全を確保する	自殺対策の推進	29 自殺対策推進事業	29 自殺対策推進事業	77,008	(12,087)			
		30 いのちの電話相談支援事業	30 いのちの電話相談支援事業	1,000	(0)			
誰にでも居場所と出番がある社会をつくる	子どもや若者の幸福追求を最大限支援する	母子保健対策の推進	31 心身障害発生予防推進事業	31 心身障害発生予防推進事業	92,259	(66,555)		
			32 母子医療給付費	32 母子医療給付費	107,308	(106,815)		
			33 母子保健推進事業	33 母子保健推進事業	33,141	(8,932)		
			34 妊孕性温存療法治療費助成事業	34 妊孕性温存療法治療費助成事業	11,900	(8,950)		
	困難を抱える子ども、若者や家庭の支援	困難を抱える子どもへの支援	35 小児慢性特定疾病医療支援事業	35 小児慢性特定疾病医療支援事業	397,256	(199,081)		
			障がい者への支援	36 精神障がい者地域生活支援事業	36 精神障がい者地域生活支援事業	4,305	(2,457)	
年齢、性別、国籍、障がいの有無や家庭の経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる								

感染症対策担当分

予算額 R7年度 377,973 千円 (一般財源 203,294 千円)

【施策体系】

政策の柱／施策の総合的展開

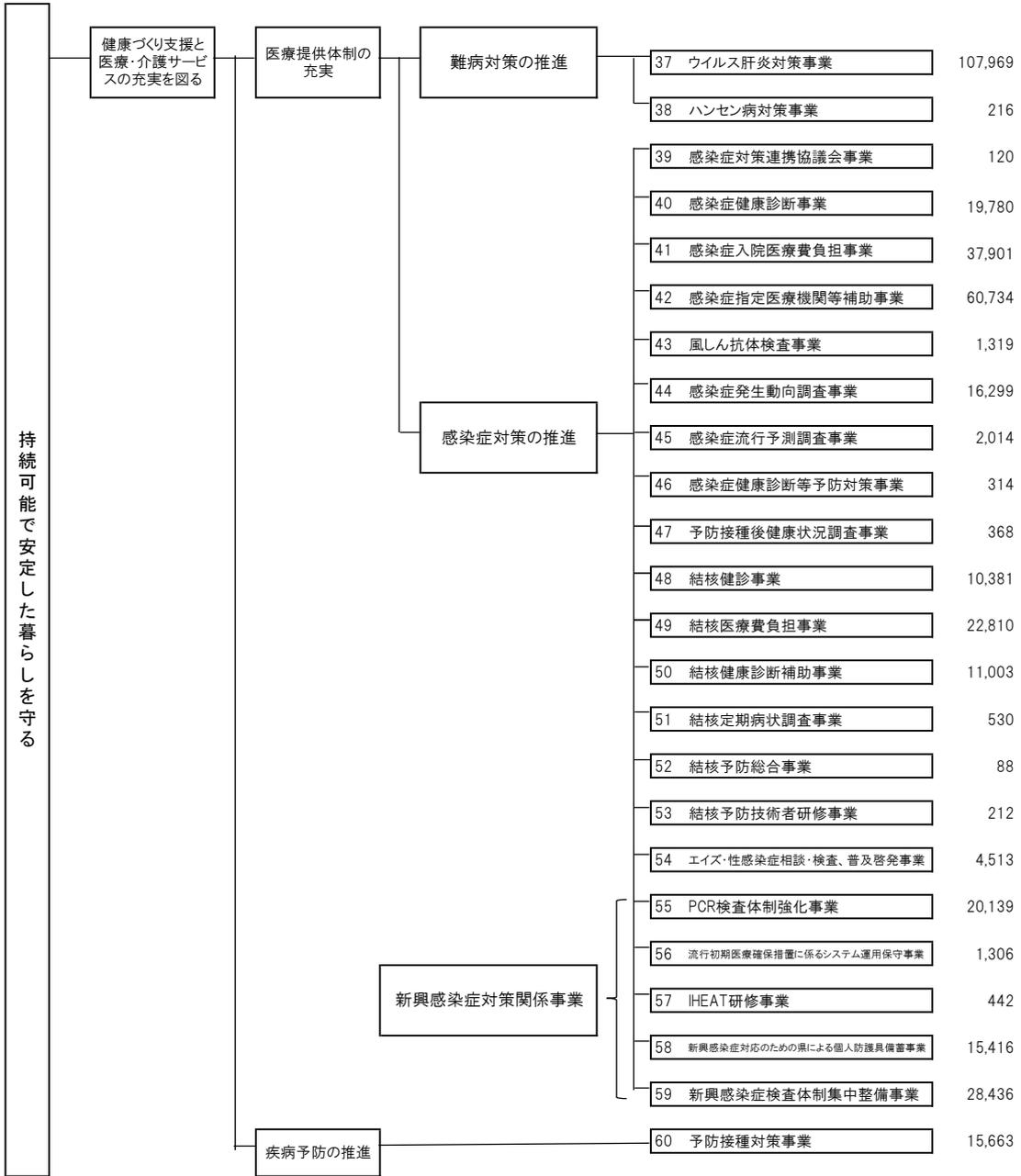
施策展開

疾病・感染症対策課の施策展開

R7

(事業名)

(予算額)



0

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

① 精神保健福祉センター事業

(根拠法令:精神保健福祉法第6条)

【予算額及び内訳】 1億4,257万1千円

(一般財源 1億3,783万3千円、国庫補助金(1/2) 228万2千円、国庫補助金(1/3) 147万9千円、使用料・手数料 94万1千円、諸収入 3万6千円)

【予算の主な内容】

精神保健福祉センターの運営経費(市町村等への技術支援、人材育成のための専門的研修の開催、精神保健福祉相談の実施ほか)

【目指す姿】

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する総合的技術センターとして、県民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行い、県民一人ひとりが安心して暮らし続けることができる社会の実現に取り組む。

【現 状】(令和6年度実績)

項目	内容	実績
技術支援	・保健所、市町村、学校等の関係機関に対する専門的な立場から情報提供や助言	930件
人材育成(主催・共催)	・精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的研修の実施	20回 3,278人
人材育成(依頼による)	・依頼による研修会への講師派遣や家族教室等の実施	18回 1,025人
普及啓発	・精神障害に対する正しい知識の普及啓発等のための活動	9回 3,796人
当事者団体等の育成及び支援	・当事者会、家族会、関係団体への援助	10団体 19回
診療・面接・集団支援等	・精神保健福祉に関する相談支援(診療・面接・集団支援))	760件
電話・手紙・メールによる相談	・精神保健福祉に関する相談支援(電話・手紙・メール)	2164件
心の電話相談	・心の健康づくり推進事業(電話)	5,711件

【事業主体】 県

【事業内容】

- 精神障がい者地域生活支援事業・・・地域生活支援の充実等を図るため、研修会の開催、スポーツ大会の実施等
- 依存症対策事業・・・アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の相談支援、当事者及び家族のグループミーティングの実施、支援者に対する研修会の開催等
- 思春期精神保健対策事業・・・思春期・青年期の心の健康に関する相談支援、研修会の開催等
- ひきこもり支援事業(ひきこもり支援センター)
 - ・・・ひきこもりに関する相談支援、支援者向けの研修会の開催、青年期グループ活動の実施等
- 心の健康づくり推進事業・・・「心の電話相談」(月～金 9:30～16:00)の実施
- 災害時等のこころのケア・・・災害時等のこころのケア研修会の開催、相談支援
- 自殺対策推進事業(自殺対策推進センター)
 - ・・・市町村自殺対策計画改定の支援、支援者向けの研修会の開催、「こころの健康相談統一ダイヤル」による相談支援、自死遺族交流会の実施等
- 精神医療審査会・・・精神科病院入院患者の入院届出等や退院請求等の審査
- 自立支援医療(精神通院医療)受給者証及び精神障害者保健福祉手帳の発行
- 医療観察法関連・・・医療観察法の関連会議への出席等

【事業の経過等】(センターの沿革)

- 昭和27年 松本精神衛生相談所を松本保健所に併設。
- 昭和47年 長野県精神衛生センター庁舎竣工。
- 昭和63年 精神保健法施行に伴い、長野県精神保健センターに名称変更。
- 平成7年 精神保健福祉法施行に伴い、長野県精神保健福祉センターに名称変更。
- 平成16年 長野県精神保健福祉センターに自閉症自律支援センターを併設。
- 平成17年 発達障害者支援法施行に伴い、自閉症自律支援センターを自閉症・発達障害支援センターに名称変更。
- 平成22年 「自殺予防情報センター」「ひきこもり支援センター」機能を新たに設置し、「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」に名称変更
- 平成26年 「発達障害者支援センター」を「発達障がい者支援センター」に名称変更
- 平成28年 「自殺予防情報センター」を「自殺対策推進センター」に名称変更
- 平成30年 長野県依存症相談拠点に指定
- 令和3年1月 県社会福祉総合センターから県総合リハビリテーションセンター施設棟へ移転・開所
- 令和5年4月 「発達障がい者支援センター」を「発達障がい情報・支援センター」(委託先 信州大学医学部付属病院)に移行

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

② 健康づくり事業団運営事業
(根拠法令:)

【予算額及び内訳】 342 万8千円 (財産収入 342 万8千円)

【予算の主な内容】 旧伊那総合健康センターの施設・機器類の修繕

【目指す姿】

旧伊那健康センターの劣化した施設・機器類の修繕を行い、健診受診者等の安全性及び利便性の確保を図る。

【現 状】

旧伊那総合健康センターの施設・機器類等の修繕を行っている。健康センター運営業務を健康づくり事業団に委譲した経緯(下記「事業の経過等」を参照)を踏まえ、補助金による財政支援を行っていたが、当該補助事業は平成 26 年度をもって終了した。

【事業主体】

県

【事業内容】

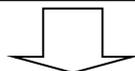
旧伊那総合センターの劣化した施設・機器類の修繕

【事業の経過等】

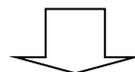
保健衛生の向上及び県民の健康増進に寄与するため、昭和 50 年に長野総合健康センター(長野市)、昭和 56 年に伊那総合健康センター(伊那市)を設置した。

運営管理:(社)長野県地域包括医療協議会へ委託

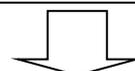
事業内容:1 医学的検査又は体力的検査による健康度の測定 2 検査結果に基づく、健康相談・生活指導



民間医療機関における人間ドック等の充実により、健診機関としてのセンターの所期の目的を達成



- 1 長野県総合健康センターの県による運営の廃止。業務は、県健康づくり事業団へ委譲。
- 2 センターに勤務する、(社)長野県地域包括医療協議会職員については、協議会を退職し、希望者は、長野県健康づくり事業団において再雇用



長野県総合健康センター廃止:平成16年3月

運営費補助金の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
補助金額 (千円)	80,418	81,528	81,497	68,109	61,347	53,769	44,493	28,539	9,553	0
対象人数 (人)	10	10	10	8	7	6	5	3	1	0

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

③ 生活習慣病医療連携体制推進事業

(根拠法令:医療法第 30 条の 4、医療介護総合確保推進法、信州保健医療総合計画)

【予算額及び内訳】 15 万 9 千円(基金繰入金 15 万 9 千円)

【予算の主な内容】 生活習慣病(心臓病、脳卒中、糖尿病等)に係る地域医療連携体制の構築

【目指す姿】

県民の死亡原因の多くを占める生活習慣病(心臓病、脳卒中、糖尿病等)に係る地域医療連携体制の基盤を整備するとともに、医療の質の向上や患者負担の軽減等を図る。

地域の医療機関等が相互に連携を図り、病期に応じた適切かつ切れ目のない医療・介護サービス提供体制の整備を推進する。

【現 状】

今後ますます医療資源が限られてくる中、地域の医療機関が機能分担と連携を図り、急性期から回復期を経て維持期に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供する体制の整備が求められている。

特に慢性期疾患である生活習慣病患者への対応として、かかりつけ医を中心にした多職種による在宅医療提供体制の構築が急務となっている。

【事業主体】

県

【事業内容】

○研修会・セミナー等の開催 ≪連携体制の拡大、人材育成≫

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

④ アレルギー疾患対策推進事業

(根拠法令:アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針、信州保健医療総合計画)

【予算額及び内訳】 20万5千円 (国庫補助金(1/2) 10万2千円、一般財源 10万3千円)

【予算の主な内容】 長野県アレルギー疾患医療連絡会の設置・運営費、医療従事者向け研修の実施に係る運営費

【目指す姿】

○アレルギー疾患患者及びその家族が、住む場所に関わらず、必要な医療を受け、安心して暮らすことができる。

【現状】

○気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、接触皮膚炎などのアレルギー疾患は、長期にわたり生活の質(QOL)に支障を来す上、国民の約半数が関係しているといわれている。

○アレルギー疾患の発症や重症化を予防するためには、正しい知識の下、適切な対応を継続的に実践することが大切。インターネット等には、アレルギー疾患に関する膨大な情報があふれており、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識を普及することが必要。

【事業主体】

県

【事業内容】

○ 都道府県拠点病院の指定(令和3年4月1日)

信州大学医学部附属病院

長野県立こども病院

○ 長野県アレルギー疾患医療連絡会議の開催

(協議事項) ・長野県の現状把握、取組について

(構成委員) ・医療関係者、学識経験者、学校関係者等

○ 信州アレルギー市民フォーラムの共催

県民への正しい知識の普及啓発を図るための市民公開講座を信州大学医学部と共催。

○ アレルギー疾患患者と関わる者への研修会等の実施

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑤ 循環器病対策推進事業

(根拠法令:健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、信州保健医療総合計画)

【予算額及び内訳】 59万7千円(国庫補助金(1/2) 29万8千円、一般財源 29万9千円)

【予算の主な内容】 循環器病の発症予防、普及啓発、医療体制整備等に係る事業推進費

【目指す姿】

- 県民が脳血管疾患及び心血管疾患の予防につとめるとともに、罹患した場合も必要な医療を受け、安心して暮らすことができる

【現 状】

○脳血管疾患

死亡数 2,185 人、県民の死亡原因の 7.7%を占める(全国 6.6%) (R05)

年齢調整死亡率(人口 10 万人対) 男性:95.4(全国:93.8)、女性:65.5(全国:56.4) (R02)

○心疾患

死亡数 4,010 人、県民の死亡原因の 14.1%を占める(全国 14.7%) (R05)

年齢調整死亡率(人口 10 万人対) 男性:168.6(全国:190.1)、女性:92.4(全国:109.2) (R02)

【事業主体】

県

【事業内容】

○ 長野県循環器病対策推進協議会の開催

(協議事項) 循環器病対策の推進に関すること

計画の目標や進捗状況に関すること

(構成委員) 医療関係者、学識経験者、医療保険者、当事者、その他関係団体

○ 循環器病に関する知識の普及啓発

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑥ 循環器病地域連携推進事業

(根拠法令:健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、信州保健医療総合計画)

【予算額及び内訳】 935万4千円(国庫補助金(1/2) 467万7千円、一般財源 467万7千円)

【予算の主な内容】 循環器病患者の病期に応じた医療・リハビリテーション等の提供体制構築等に係る事業推進費

【目指す姿】

- 県民が脳血管疾患及び心血管疾患の予防につとめるとともに、罹患した場合も必要な医療を受け、安心して暮らすことができる

【現 状】

- 循環器病(脳卒中、心血管疾患)は要支援、要介護に至る原因の24.3%を占める(R04)。
- 要介護となることを防ぐためには、病期(急性期、回復期、維持期・慢性期)に応じた適切な治療・リハビリが必要。
- 高齢化に伴い患者の増加が見込まれる中、医療・介護資源を有効活用するためには、各地域における連携が必要。
- 各医療圏において、どのような連携体制が構築されているのか現状把握ができていない。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 信州大学医学部附属病院脳卒中・心臓病等総合支援センターに委託し、以下を実施。
 - ・ 医療・在宅・介護等に精通するソーシャルワーカー等が、各地域の医療機関等へのヒアリング等を通じ現状把握を行う。
 - ・ 今後の各地域の連携体制強化に向けた施策の方向性を検討し、実施する。

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑦ 骨髄提供希望者登録推進事業

(根拠法令:骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 257万2千円(一般財源 257万2千円)

【予算の主な内容】 造血幹細胞移植の普及啓発及び提供希望者が登録しやすい環境の整備のための費用。

【目指す姿】

造血幹細胞の移植に関する知識の普及啓発により県民の理解を促進するとともに、骨髄等の提供を希望する者がドナー登録や提供を行いやすい環境を整備することにより、造血幹細胞の適切な提供の推進に寄与する。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 造血幹細胞移植の普及啓発

骨髄バンク推進月間を中心に、県内ドナー登録窓口に関するチラシの作成・配付等の普及啓発を行う。

2 骨髄バンクへのドナー登録機会の確保

血液センターで登録できる松本・長野以外の、佐久・上田・諏訪・伊那・飯田・木曾・大町・北信の8保健福祉事務所において登録窓口を設置し、採血(検体)を実施する。

3 ドナー登録者が骨髄等を提供しやすい環境の整備

骨髄等の提供に係るドナーの負担を軽減し、骨髄等の適切な提供の推進を図るため、市町村が行う事業に要する経費の一部を補助する。

4 骨髄・末梢血幹細胞提供推進連絡会議の開催

関係機関が連携し、造血幹細胞の提供推進を行えるよう、骨髄・末梢血幹細胞提供推進連絡会議を開催する。

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

⑧ 小児初期救急医療体制整備事業

(根拠法令:救急医療対策事業実施要綱、小児初期救急医療体制整備事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 3,174 万 6 千円

(国庫補助金(1/3) 621 万円、基金繰入金 1,650 万円、一般財源 903 万 6 千円)

【予算の主な内容】 小児初期救急医療施設(センター方式)の運営費に対する補助

小児救急電話相談事業に係る委託料、電話等使用料等

【目指す姿】

病院勤務の小児科医の負担を軽減するため、小児初期救急医療体制の整備を促進する。

【現状】

幅広く初期診療を実施する小児科医の減少や、保護者の病院指向などのため、軽症者を含む多くの小児患者が休日・夜間の病院に集中している。

【事業主体】

県、市町村等

【事業内容】

(1) 小児初期救急医療体制整備事業

夜間の小児初期救急医療体制を整備するため、地域の医師の協力により夜間の小児初期救急医療施設を運営する市町村等に対し運営費を助成する。

予算額 1,525 万円 (国補(1/3)621 万円 一財 904 万円)

補助率 県1/2

補助対象:10 事業者(12 施設)

医療圏	施設名	事業者	診療日	診療時間
佐久	佐久地域平日夜間急病診療センター	佐久浅間総合病院	月～金	19:00～21:00
上小	上田市内科・小児科初期救急センター	上田市	月～土	20:00～23:00
諏訪	諏訪地区小児夜間急病センター	諏訪広域連合	令和5年度で終了	
上伊那	伊那中央病院(地域救急医療センター)	伊那中央行政組合	毎日	24 時間対応
飯伊	飯田市休日夜間急患診療所	飯田市	毎日	19:00～22:00
松本	松本市小児科・内科夜間急病センター	松本市	毎日	19:00～23:00
	安曇野市夜間急病センター	安曇野市	月～土	19:00～22:00
大北	北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター	北アルプス広域連合	令和2年度から休止中	
長野	長野市民病院・医師会急病センター	地方独立行政法人 長野市民病院	月～土	19:00～23:00
	松代総合病院・医師会急病センター	長野市	水	19:00～22:30
	篠ノ井総合病院・医師会急病センター	〃	月～金	19:00～22:30
	長野赤十字病院 小児夜間救急	長野赤十字病院	月1回	19:00～22:00

(2) 小児救急電話相談事業(#8000)

保護者の育児の経験不足等による小児の病気やけがへの不安に対応するため、小児患者の保護者に対する電話相談事業を実施する。(合計3回線)

相談実施日時:毎日 19:00～翌 8:00

予算額 1,650 万円(基金繰入金)

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

⑨ 小児救命救急センター運営事業

(根拠法令:救急医療対策事業実施要綱、小児救命救急センター運営事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 7,053 万 8 千円(国庫補助金(10/10)7,053 万 8 千円)

【予算の主な内容】 小児救命救急センターの運営費に対する補助

【目指す姿】

重篤な小児救急患者への医療を確保するため、救命救急センターの小児救命救急部門と同等の機能を担う小児専門病院等を小児救命救急センターと位置付け、運営費を補助。

【現状】

三次医療圏全体の高度な小児専門医療及び重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制の維持が必要。

【事業主体】

県立病院機構(病院名:県立こども病院)

【事業内容】

(1) 対象要件

- ・ 原則、すべての重篤な小児救急患者を 24 時間体制で必ず受入れ
- ・ 小児集中治療室で年間概ね 300 例以上の入院(うち相当数は、救急外来からの入院、他病院からの転院搬送による)
- ・ 救急搬送を相当数受入れ
- ・ 臨床研修医等に対する小児救急医療の臨床教育の実施 等

(2) 対象経費

給与費、医薬品等材料費、諸経費(消耗品費、燃料費等)

(3) 補助率

1/3(国 10/10)

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

⑩ 地域療育支援施設運営事業

(根拠法令:周産期医療対策事業等実施要綱、地域療育支援施設運営事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 3,997万5千円(国庫補助金(10/10) 3,997万5千円)

【予算の主な内容】 地域療育支援施設の運営費に対する補助

【目指す姿】

新生児集中治療室(NICU)等の長期入院児について、在宅への円滑な移行を図るため、NICU等から在宅療養等への中間施設として、入院をしながら、今後在宅で生活するために必要な知識を習得し、トレーニング等を行う地域療育支援施設の運営事業に対して補助。

【現状】

重症心身障害児等のNICU への入院の長期化が生じており、生活の場での療養・療育ができる体制づくり、成人医療へのスムーズな移行支援が課題となっている。

地域療育支援施設である県立こども病院に対し、運営事業に必要な経費(人件費、消耗品費等)の補助を行う。

【事業主体】

県立病院機構(県立こども病院)

【事業内容】

(1) 対象要件

- ・ 常勤の小児科医師、看護師、理学療法士、臨床心理士等から構成される医療チームを設けること
- ・ 呼吸管理に習熟した小児科医が常時院内にいること
- ・ 施設責任者は日本小児科指導医等であること
- ・ 訪問看護施設と連携ができていること
- ・ 専用病床を2床以上有し、必要な医療機器を備え、家族同室で指導できる個室を有すること

(2) 対象経費

地域療育支援施設の運営に必要な経費(人件費、消耗品費等)

(3) 補助率

1/2 (国 10/10)

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

① 周産期医療対策事業

(根拠法令:第8次長野県保健医療計画、周産期医療体制整備指針)

【予算額及び内訳】 1億9,455万円

(国庫補助金(1/3)56万5千円、(10/10)1億9,285万2千円、一般財源113万3千円)

【予算の主な内容】 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センターの運営費に対する補助
周産期医療システムの運用に必要な経費

【目指す姿】

○総合周産期母子医療センターを中心に、地域周産期母子医療センター、地域周産期連携病院及び一般周産期医療機関で構成される「周産期医療システム」により、妊産婦及び新生児の状態に応じた周産期医療提供体制を維持する。

【現状】

- 出生数は減少しているものの、全出生数中の母の出生時年齢が35歳以上の割合は増加している。
- 周産期死亡率は低い水準で経過している。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 周産期母子医療センター運営事業 1億9,264万円(国補10/10)
MFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療管理室)及びGCU(NICUに併設された回復治療室)に係る運営費(人件費、材料費等)について補助する。
- 2 小児・周産期医療体制再構築調整会議、小児周産期リエゾン養成、母体・新生児の搬送状況等の調査等
191万円(国補(1/3)56万5千円 国補(10/10)21万2千円 一財113万3千円)

【周産期母子医療センターの状況】

医療圏	区分	病院名	所在地	MFICU	NICU	GCU	
—	総合	県立こども病院	安曇野市	6	24	18	
佐久	地域	佐久総合病院佐久医療センター	佐久市		6	6	
上小		信州上田医療センター	上田市		6		
諏訪		諏訪赤十字病院	諏訪市		6	6	
上伊那		伊那中央病院	伊那市		4		
飯伊		飯田市立病院	飯田市		3		
松本		信州大学医学部附属病院	松本市			18	
長野		長野赤十字病院	長野市			9	12
		南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市			3	7
北信		北信総合病院	中野市		3		
計		10病院		6	64	65	

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑫ がん診療連携拠点病院整備事業

(根拠法令:がん対策基本法、がん対策推進基本計画(国)、信州保健医療総合計画、長野県がん対策推進条例
感染症予防事業交付金実施要綱(国))

【予算額及び内訳】 1億2,417万7千円(国庫補助金(1/2) 6,208万8千円、一般財源 6,208万9千円)

【予算の主な内容】 がん診療連携拠点病院等への運営費補助

【目指す姿】

○県民が住む場所に関わらず必要な医療を受けることができる

【現 状】

○がんによる死亡率(75歳未満年齢調整死亡率):53.0(R5・人口10万対)

○がん診療連携拠点病院等の整備数:10医療圏、12病院(R7.4.1)

○全ての医師を対象とした緩和ケア研修会の開催(H20~R6で3,492名が受講)

【事業主体】

地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院

【事業内容】

○地域がん診療連携拠点病院への補助(信州大学医学部附属病院及び信州上田医療センターは国から直接補助)

(補助金額) 1病院あたり 1,221万7千円

(対 象) 7病院

○地域がん診療病院への補助

(補助金額) 1病院あたり 942万2千円

(対 象) 3病院

○整備状況(令和7年4月1日現在)

医療圏	病 院 名	指定区分	指定日
佐 久	佐久総合病院佐久医療センター	地域がん診療連携拠点病院	H18.8.24
上 小	信州上田医療センター	地域がん診療連携拠点病院	R7.4.1
諏 訪	諏訪赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院	H18.8.24
上伊那	伊那中央病院	地域がん診療連携拠点病院	H21.2.23
飯 伊	飯田市立病院	地域がん診療連携拠点病院	H19.1.31
木 曾	県立木曾病院	地域がん診療病院	H28.4.1
松 本	信州大学医学部附属病院	県がん診療連携拠点病院	H18.8.24
	相澤病院	地域がん診療連携拠点病院	H20.2.8
大 北	北アルプス医療センターあづみ病院	地域がん診療病院	H31.4.1
長 野	長野赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院	H19.1.31
	長野市民病院	地域がん診療連携拠点病院	H19.1.31
北 信	北信総合病院	地域がん診療病院	H27.4.1

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑬ がん医療提供体制施設設備整備事業

(根拠法令:がん対策基本法、長野県がん医療提供体制施設設備整備事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 3,375 万 8 千円 (基金繰入金 3,375 万 8 千円)

【予算の主な内容】 医療施設の施設・設備整備に対する補助

【目指す姿】

○県民が住む場所に関わらず必要な医療を受けることができる。

【現 状】

○がんの診療を行う医療施設として必要な施設、設備を整備するためには、定期的に、施設、設備の更新等が必要であり、医療機関において多額の支出が必要である。

【事業主体】

医療機関

【事業内容】

○がん診療施設整備のための助成

佐久総合病院佐久医療センター	超音波診断装置	1,063 万 3 千円
富士見高原病院	FPD 搭載デジタル X 線透視診断装置	1,100 万円
長野松代総合病院	デジタル乳房 X 線撮影装置	1,100 万円
南長野医療センター新町病院	上部消化管汎用ビデオスコープ	112 万 5 千円

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑭ がん診療施設整備事業

(根拠法令:がん対策基本法、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律、資金積立金条例、長野県地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)補助金交付要綱ほか)

【予算額及び内訳】 1,408万1千円 (基金繰入金 1,408万1千円)

【予算の主な内容】 医療施設の施設・設備整備に対する補助

【目指す姿】

○県民が住む場所に関わらず必要な医療を受けることができる。

【現 状】

○がんの診療を行う医療施設として必要な施設、設備を整備するためには、定期的に、施設、設備の更新等が必要であり、医療機関において多額の支出が必要である。

○全县のがん医療提供体制の整備に向け、県がん診療連携拠点病院や地域がん診療連携拠点病院がない、がん医療提供体制が脆弱な二次医療圏の医療施設の施設、設備の整備が必要。

【事業主体】

医療機関

【事業内容】

○がん診療施設整備のための助成

あづみ病院	超音波画像診断装置の整備	623万3千円
飯山赤十字病院	超音波画像診断装置の整備	784万8千円

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑮ がん対策推進協議会の設置

(根拠法令:がん対策基本法、がん対策推進基本計画(国)、信州保健医療総合計画、長野県がん対策推進条例)

【予算額及び内訳】 19万7千円(国庫補助金(1/2)9万8千円、一般財源9万9千円)

【予算の主な内容】 がん対策推進協議会の設置・運営費

【目指す姿】

- 県民ががんの予防につとめるとともに、罹患した場合も必要な医療を受け、安心して暮らすことができる
- 県民ががんの発症を予防できている
- 県民が住む場所に関わらず必要な検診や医療を受けることができる
- 全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上ができています

【現 状】

- がんによる死亡率(75歳未満年齢調整死亡率):53.0(R5・人口10万対)
- がん診療連携拠点病院等の整備数:10医療圏、12病院(R7.4.1)
- 全ての医師を対象とした緩和ケア研修会の開催(H20～R6で3,492名が受講)
- がん患者・家族、医療関係者、行政関係者等から構成するがん対策推進協議会の開催

【事業主体】

県

【事業内容】

- がん対策推進協議会の開催
 - (協議事項) ・ 信州保健医療総合計画の進捗管理
 - ・ がん対策の総合的な施策の検討 ほか
 - (構成委員) ・ 医療関係者、学識経験者、がん患者・家族

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑯ がん予防推進事業

(根拠法令:がん対策基本法、健康増進法、がん登録等の推進に関する法律、長野県がん対策推進条例、信州保健医療総合計画)

【予算額及び内訳】 1,202万6千円(国庫補助金(1/2) 546万7千円、一般財源 550万9千円、諸収入 105万円)

【予算の主な内容】 委員会委員等への謝金、データ管理・調査等の経費、イベント経費等、がん登録事業運営委託費、長野県がん登録事業推進委員会開催経費

【目指すべき姿】

- 県民ががんの発症を予防できている
- 県民が住む場所に関わらず必要な検診を受けることができる
- 「全国がん登録」の実施により、がんの罹患・診療・転帰等に関する情報を収集・登録し、がんの状況を把握することにより、がん予防対策の推進及びがん医療の向上を図る

【現状】

- がん検診受診率:胃がん 47.9%、肺がん 57.1%、大腸がん 52.3%、子宮頸がん 48.0%、乳がん 52.8% (2022年国民生活基礎調査)
- がんに罹患した者の早期発見率:胃がん 60%、肺がん 42.1%、大腸がん 55.5%、子宮頸がん 82.3%、乳がん 63.7% (長野県がん登録事業報告書(2020))
- 地域がん登録 R4年度で届出受付終了
- 全国がん登録 登録件数(R7.3.31現在)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
届出	368	23,706	24,319	24,877	24,727	23,857	24,714	25,461	25,411	197,440

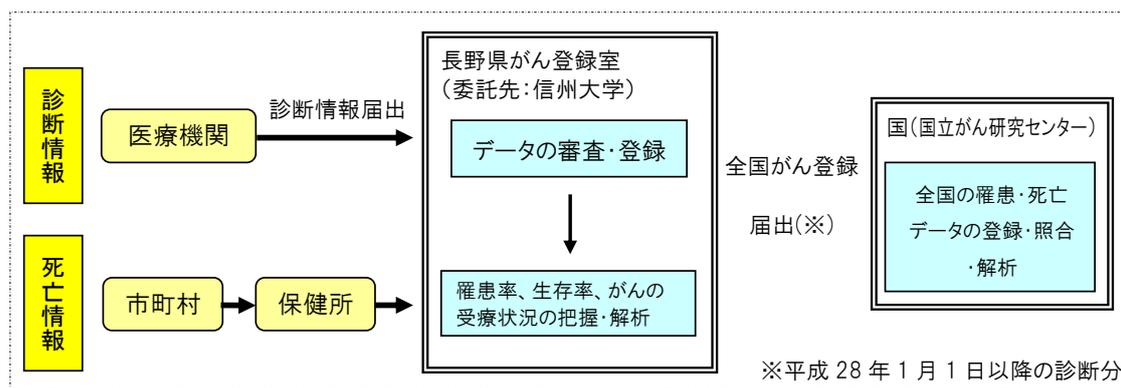
【事業主体】

がん登録推進事業以外 県

がん登録推進事業 全国がん登録: 国が主体となり都道府県の法定受託事務として実施 (地域がん登録: 県)

【事業内容】

- (1) がん検診精度管理事業
市町村及び検診機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について、専門的な見地から指導・助言を行い、検診実施体制の充実を図る。
- (2) 生活習慣病疫学調査事業(多目的コホート研究事業)
地域において生活習慣とがん、脳卒中、心筋梗塞などの疾病発症との関連を調べることにより、今後の疾病対策に役立てる。
- (3) がん検診普及啓発事業
10月の「がんと向き合う週間」期間中に、市町村、民間企業等と連携し、イベントや啓発活動を実施することにより、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会づくりの推進を図る。
- (4) がん登録推進事業



【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑰ がん患者への就労支援推進事業

(根拠法令:がん対策基本法、がん対策推進基本計画(国)、信州保健医療総合計画、長野県がん対策推進条例)

【予算額及び内訳】 85万5千円(国庫補助金(1/2) 42万7千円、一般財源 42万8千円)

【予算の主な内容】 がん相談支援センターへ社会保険労務士を派遣して就労相談を実施

【目指す姿】

○全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上ができています

【現状】

○医療の進歩に伴い、全国における全がんの5年相対生存率は64.1%であり、社会で活躍しているがん患者・経験者も多くなっています。

○がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や、就労の変化に直面し、治療と仕事の両立が難しいなど、社会的・経済的な問題を抱えていることから、情報提供や相談支援体制の充実などの対策が必要。

【事業主体】

県

【事業内容】

○がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、就労相談、事業者への啓発、がん相談支援センター相談員への就労支援に関する研修を実施

実施年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施病院数	10	9	10	11	11	11	11	11
相談人数	213	152	133	139	88	91	99	93

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑱ がん先進医療費利子補給事業

(根拠法令:がん対策基本法、がん対策推進基本計画(国)、信州保健医療総合計画、長野県がん対策推進条例)

【予算額及び内訳】 55万7千円 (一般財源 55万7千円)

【予算の主な内容】 金融機関からがん先進医療費の融資を受けたがん患者等への利子補給

【目指す姿】

○県民が住む場所に関わらず必要な医療を受けることができる

【現 状】

○先進医療は健康保険適用外となり、医療費の負担額が大きい。

【事業主体】

県

【事業内容】

がんの先進医療による治療に係る費用の融資を受けたがん患者及びその家族に対して利子補給を行い、経済的負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう支援する。

事業実績 現承認者数:2名

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑨ がん医療提供体制人材育成事業

(根拠法令:がん対策基本法)

【予算額及び内訳】 43 万 1 千円 (基金繰入金 43 万 1 千円)

【予算の主な内容】 がん検診に従事する臨床検査技師、診療放射線技師等に対する研修会開催等に要する経費への補助

【目指す姿】

- 県内のがん検診・診療の水準向上を図ることで、がんを早期に発見し、がん死亡率を低下させる。

【現 状】

- 本県の女性の全部位での 75 歳未満年齢調整死亡率は、全国5位(2021 年)と上位に位置しているが、女性特有のがんである乳がんについては、全国 36 位(2021 年)となっているため、更なる乳がん対策の推進が求められる。
- 乳がんの検診・診療における超音波検査(エコー検査)については、侵襲性が少なく、短時間で検査が可能であり、県内で行われる精密検査等において、適切な超音波検査が実施されるためには、検査に従事する臨床検査技師の育成が必要。
- 本県のがんの部位別死亡率をみると、肺がんが最も高いことから、更なる肺がん対策の推進が求められる。
- 肺がんの検診・診療における CT 検査については、初期の病変を発見することができることから、県内で行われる精密検査等において、適切な CT 検査が実施されるためには、検査に従事する診療放射線技師の育成が必要。

【事業主体】

- 研修会等実施団体

【事業内容】

- がん検診・診療に従事する医療従事者に対する研修会開催に要する経費に対する助成
令和7年度:
一般社団法人長野県臨床検査技師会 乳腺エコー実践研修会
一般社団法人長野県診療放射線技師会 肺がん CT 検診に関する検診従事者研修会

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑳ がん患者へのアピアランスケア助成事業

(根拠法令:長野県がん対策推進条例第 18 条、長野県がん患者へのアピアランスケア助成事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 727 万円 (一般財源 727 万円)

【予算の主な内容】 ウィッグ等の補整具を購入したがん患者等へ購入費用の一部を助成する市町村へ補助

【目指す姿】

○全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上ができています

【現 状】

○がんの治療における化学療法による脱毛や、乳房切除等をきっかけにした外見の変容は、特に女性のがん患者の社会参加の妨げとなる場合がある

○がんとの共生社会の中でアピアランスケアの重要性が全国的にも高まっている。

(R6年度助成制度がある都道府県 36 県(うち直近3年(R4~6)で 18 県が開始))

【事業主体】

市町村

【事業内容】

○県補助対象 :市町村が実施する以下の助成内容に要する費用

1 市町村助成対象者

県内在住のがん患者(がん治療を受けた方または受けている方)のうち、がん治療やその副作用により外見の変容が生じた方

2 市町村助成対象

外見の変容を補完する補整具等のうち以下①~③に関する購入費用

① 頭髪補整具(ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子)

② 乳房補整具(補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房)

③ その他(エピテーゼ(指や鼻等欠損した部位を補完する人工物))

3 市町村助成額 :購入費用の 1/2(千円未満の端数は切り捨て)

4 市町村助成回数:①、③は各1回まで、②は右房・左房各1回までとする。

○県補助上限額:1回の助成で1万円

○県補助率 :1/2以内(千円未満端数切捨て)

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

② 特定医療費等助成事業

(根拠法令:難病の患者に対する医療等に関する法律、特定疾病医療費助成事業実施要綱、特定疾患治療研究事業実施要綱、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 32 億 9,162 万円(国庫支出金 16 億 3,777 万 3 千円、一般財源 16 億 5,384 万 7 千円)

【予算の主な内容】 指定難病等の治療等に係る医療費の自己負担分について、所得に応じて公費負担を行う。

【目指す姿】

指定難病、先天性血液凝固因子障害、スモン患者に対する医療費等を公費負担することにより、患者及び家族の経済的負担を軽減する。

【現 状】

いわゆる難病は、原因が不明で治療法が確立されていないため、患者家族にとっては長期にわたり高額な医療費の負担が必要となる。このため、患者の受療を促進し、一定の症例を確保して治療研究に役立てるとともに、患者の医療費の自己負担分(一部又は全部)を補助している。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 特定医療費助成事業 (負担割合 国 1/2 県 1/2)
指定難病 (348 疾病) の治療に係る医療費の自己負担分 (自己負担割合: 2 割、世帯所得に応じた患者一部負担額を除く。) を公費負担する。
- 2 特定疾病医療費助成事業 (負担割合 県 10/10)
指定難病に準ずる難病 (2 疾病) の治療に係る医療費の自己負担分 (自己負担割合: 2 割、世帯所得に応じた患者一部負担額を除く。) を公費負担する。
- 3 特定疾患治療研究事業 (負担割合 スモン 国 10/10、スモン以外 国 1/2 県 1/2)
特定疾患 (4 疾病) の治療に係る医療費の自己負担分を公費負担する。
- 4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 (負担割合 国 1/2 県 1/2)
先天性血液凝固因子障害等の治療に係る医療費の自己負担分を公費負担する。
- 5 スモンに対する施術給付等事業 (負担割合 国 10/10)
スモンに対するはり、きゅう及びマッサージに係る施術費を公費負担する。

【患者自己負担(患者負担割合:2割)】

階層区分	階層区分の基準 〔夫婦 2 人世帯の場合における年収の目安〕	月 額 負 担 限 度 額	
			人工呼吸器等
生 活 保 護		0 円	0 円
低 所 得 I	市町村民税非課税(本人年収~80 万円)	2,500 円	1,000 円
低 所 得 II	市町村民税非課税(本人年収 80 万円超)	5,000 円	
一 般 所 得 I	市町村民税 71,000 円未満〔約 160 万円~約 370 万円〕	10,000 円 (5,000 円)	
一 般 所 得 II	市町村民税 71,000 円以上 251,000 円未満 〔約 370 万円~約 810 万円〕	20,000 円 (10,000 円)	
上 位 所 得	市町村民税 251,000 円以上〔約 810 万円~〕	30,000 円 (20,000 円)	

※ () 書: 高額かつ長期

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

② 難病特別対策推進事業

(根拠法令:地域保健法第6条、難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 458万7千円(国庫補助金(1/2) 229万3千円、一般財源 229万4千円)

【予算の主な内容】 保健所が実施する難病医療生活相談会等の経費(講師謝金、旅費等)、難病医療提供体制整備事業(難病診療に対する相談体制の確保等)の委託費

【目指す姿】

難病の患者とその家族が、地域で必要な医療や支援を受けながら、安心して暮らすことができる。

【現状】

○長期にわたる療養が必要な難病の患者は、療養生活上の様々な不安を抱えているが、疾病に関する情報を得たり、相談を受けたり、同病の患者と関わる機会等が限られている。

○難病は希少疾病のため、早期の診断や支援体制の構築が難しい。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 難病医療相談事業

・支援を要する難病患者が適切に療養を行えるよう、関係機関が連携しての相談会や、患者交流会等を実施する。

2 訪問相談・指導事業及び人材育成事業

・保健師が相談、指導、助言を行う。また、資質向上のために、国立保健医療科学院等が主催する研修へ保健師を派遣する。

3 難病対策地域協議会の開催

・難病法第32条に規定する難病対策地域協議会を開催し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

4 難病医療提供体制整備事業

・R2.1月に、信州大学医学部附属病院を難病診療連携拠点病院に指定。

信州大学医学部附属病院に、難病診療連携コーディネーターの配置、難病医療支援ネットワークへの参加、難病の診療に関する相談体制の確保、在宅難病患者一時入院の調整等を業務委託。

・R4.3月に、各圏域に1か所難病医療協力病院を指定。

佐久医療センター、信州上田医療センター、諏訪赤十字病院、伊那中央病院、飯田市立病院、長野県立木曽病院、まつもと医療センター、北アルプス医療センターあづみ病院、長野赤十字病院、北信総合病院

・R4.10月に、長野県立こども病院を難病診療分野別拠点病院に指定。

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑳ 療養生活環境整備事業

(根拠法令:難病の患者に対する医療等に関する法律 療養生活環境整備事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 2,148万7千円(国庫補助金(1/2) 985万1千円、一般財源 992万6千円
基金繰入金 171万円)

【予算の主な内容】 長野県難病相談支援センターの運営委託費、在宅人工呼吸器使用患者支援事業(訪問看護費)、難病患者等ホームヘルパー養成研修の経費(講師謝金、旅費等)、在宅難病患者支援者育成事業の経費(講師謝金、旅費、運搬料、補助金)等

【目指す姿】

難病の患者とその家族が、地域で必要な医療や支援を受けながら、安心して暮らすことができる。

【現 状】

- 難病患者においては、療養生活が長期間にわたるため、病気そのものや就労を含めた療養生活上の不安がある。
- 人工呼吸器を使用するなどの在宅重症難病患者については、災害時の対応を含む様々な支援が必要である。
- 難病患者の支援においては、地域支援者の知識・技能の向上が必要である。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 難病相談支援センター事業

- ・ 難病患者や家族からの相談に対応する長野県難病相談支援センターをH19.6月に開設し、運営を信州大学医学部附属病院へ委託している。また相談事業の一部は、患者会(長野県難病患者連絡協議会)にも委託している。

2 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

- ・ 人工呼吸器使用患者の在宅治療に係る訪問看護について、訪問看護ステーションに委託し、保険診療の枠を超える費用の一部を公費負担する。

3 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

- ・ ホームヘルプサービス事業に従事する者に、難病に関する知識の習得を図るための研修を行う。

4 在宅難病患者支援者育成事業

- ・ コミュニケーション支援の知識や技術の習得を目的とした研修や機器の貸出し、難病患者を支援する医療従事者育成のための研修への補助を行う。

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

⑭ 遷延性意識障害者医療費給付事業

(根拠法令:遷延性意識障害者医療給付実施要綱)

【予算額及び内訳】 134万4千円 (一般財源134万4千円)

【予算の主な内容】 遷延性意識障害者の治療に係る医療費の自己負担分を給付する。

【目指す姿】

障害者福祉等の制度の狭間に位置する遷延性意識障害者の医療の推進と患者家族の経済的負担の軽減を図る。

【現 状】

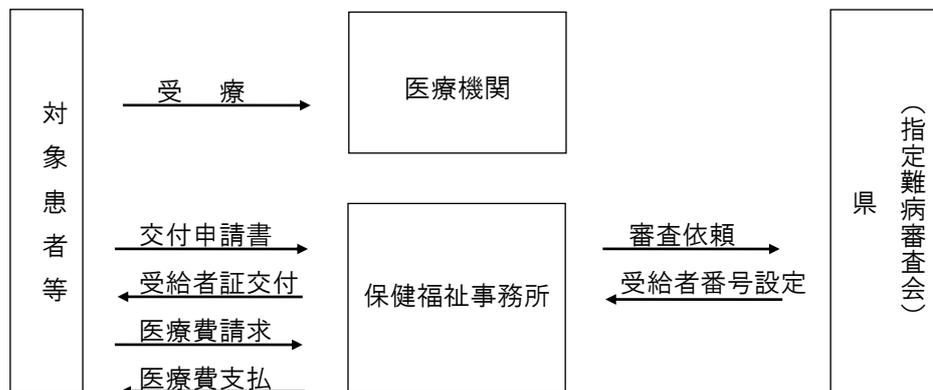
障害者医療等の制度の狭間に位置する患者においては、福祉医療等を受けることができないため、患者家族にとって治療に要する医療費は経済的に負担が大きいことから、医療費の自己負担分を給付している。

【事業主体】

県

【事業内容】

遷延性意識障害の治療に係る医療費の自己負担分を給付する。



対象患者…疾病又は事故により、種々の治療にもかかわらず、引き続いて3か月以上の間、意識障害をはじめとする7項目全てに該当する状態にある者。(ただし、業務上の災害等、関係法令の規定により当該医療に関する給付を受けている者及び第三者の行為に起因し、当該医療に関する費用を負担していない者は除く。)

【事業の経過等】

遷延性意識障害受給者数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	5人	7人	5人	4人	5人	5人

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

㊸ 精神医療対策事業

(根拠法令:精神保健福祉法第9条、12条、27条、29条、29条の4、29条の5、30条、34条、38条の3、38条の5、38条の6、45条、障害者総合支援法第58条)

【予算額及び内訳】 30億1,551万9千円

(国庫負担金(1/2) 13億7,120万8千円、国庫負担金(3/4) 1億1,922万0千円、国庫補助金(1/2) 355万9千円、国庫補助金(10/10) 48万1千円、繰入金 7万7千円、諸収入 1万6千円、一般財源 15億2,095万8千円)

【予算の主な内容】

医療費の公費負担、指定医の診察、精神科病院の現地指導、審議会の開催、災害派遣精神医療チームの整備等

【目指す姿】 精神障がい者に対する適正な医療及び保護、精神保健福祉行政の円滑化を図る。

【現 状】 自立支援医療費の公費負担 727,965件 28億3,829万0千円(令和5年度)

措置入院医療費の公費負担 1,005件 1億9,553万4千円(令和5年度)

措置診察件数 432件(令和5年度)

精神医療審査会の開催 20回(令和5年度)

【事業主体】 県

【事業内容】

(1) 自立支援医療費(精神通院医療費)の公費負担

・精神通院医療費総額の原則10%の額を控除した額を公費負担(県1/2、国1/2。医療保険負担部分を除く。)

(2) 措置入院等

・措置入院の決定(精神保健指定医診察)

・措置入院者医療費の公費負担(県1/4、国3/4。医療保険負担部分を除く。)

・措置入院者等現地審査

・医療保護入院者の移送

(3) 精神医療審査会の開催(委員33名、年20回)

・措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告、医療保護入院者の入院届の書類審査

・退院請求及び処遇改善請求の審査

(4) 自立支援医療費受給者証及び精神障害者保健福祉手帳の交付

・自立支援医療制度の利用の可否、及び手帳の可否や等級判定を行い、受給者証及び手帳を交付する。

(5) 地方精神保健福祉審議会の開催(委員12名、年1回)

(6) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備

・DPAT運営会議の開催及びDPAT研修の実施

【事業の経過等】

・昭和40年 通院医療費公費負担制度創設・県地方精神衛生審議会(現地方精神保健福祉審議会)設置

・昭和63年 県精神医療審査会設置

・平成7年 精神障害者保健福祉手帳制度創設(通院医療費公費負担が公費優先から保険優先に改正)

・平成14年 精神医療審査会事務局業務を精神保健福祉センターに移管

・平成18年 障害者自立支援法で、旧精神通院公費を自立支援医療に再編

・平成22年 精神医療審査会の審査体制の充実強化(審査委員増員、審査回数増)

自立支援医療費受給者証・精神障害者保健福祉手帳交付審査業務を精神保健福祉センターに移管

・平成25年 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

⑳ 精神科救急医療整備事業

(根拠法令:精神保健福祉法第47条第2項)

【予算額及び内訳】1億918万5千円

(一般財源4,592万7千円、国庫負担金(3/4)33万0千円、国庫補助金(1/2)4,581万5千円、繰入金1,711万3千円)

【予算の主な内容】精神障がい者在宅アセスメントセンター運営委託、精神科救急医療体制の整備など

【目指す姿】

- ・常に精神障がい者の病状の急変に対応し、県民が安心して暮らせる医療体制を確保する。
- ・精神科救急医療体制の4圏域化を定着させる。

【現 状】

- ・4圏域(東信・北信・中信・南信)ごとに輪番病院を指定し、通年、休日・夜間における精神科救急医療体制を整備
- ・精神障がい者在宅アセスメントセンター「りんどう」(旧精神科救急情報センター)にて、夜間に精神医療相談を実施

【事業主体】

県

【事業内容】

○ 精神科救急医療体制整備

県下4地区ごと精神科救急指定病院を指定し、緊急に医療を必要とする精神障がい者に対する医療体制を確保する。また、県立こころの医療センター駒ヶ根、千曲荘病院、村井病院を常時対応施設と位置づけ、緊急に精神医療を必要とする患者に24時間対応する体制を整備する。

東信地区	9病院による輪番制	} ※土曜日夜間(17:00～翌日 8:30)及び日曜日は東北信を統合した輪番
北信地区	9病院による輪番制	
中信地区	6病院による輪番制	
南信地区	4病院による輪番制	

○ 精神障がい者在宅アセスメントセンター「りんどう」(旧精神科救急情報センター)

在宅の精神障がい者の病状の急変に対応するため、症状に応じた適切なアドバイスを行う。

必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。

開設時間 毎日夜間(17:30～翌日8:30)

相談者 看護師、精神保健福祉士等

○ 長期連休時指定医待機事業

5月連休や年末年始等、医療機関の長期休診日が続く期間において、入院措置処分に必要な精神保健指定医の確保が困難となるため、当該期間につき各保健所(木曾・大町除く)で1名以上の精神保健指定医を確保し、措置診察に対応する体制を整備する。

○ 精神障がい者移送体制に係る搬送委託業務

措置通報件数が最も多い長野地区において、措置入院に係る申請、通報、届出を受理した保健福祉事務所(保健所)が行う当該被通報者等の搬送の一部を、県内で道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車を用いて業務を営む民間事業者業務委託する。

【事業の経過等】

○ 精神障がい者在宅アセスメントセンター「りんどう」(旧精神科救急情報センター)

H20.9.16 開設 相談件数 994件(令和6年度)

R3.1～ 輪番制(こころの医療センター駒ヶ根、千曲荘病院及び村井病院)に移行

○ 精神科救急医療施設整備の状況

H7 厚生省「精神科救急医療システム整備事業実施要綱」制定

H9 南信地域整備(駒ヶ根病院)

H11 北信地域整備(長野赤十字病院)

H12 東信地域整備(小諸高原病院)

H13 中信地域整備(輪番制・・・城西病院、松南病院、村井病院、松岡病院、倉田病院)→県下4地域整備

- H15 北信地域輪番制へ移行(長野赤十字病院、鶴賀病院、栗田病院、千曲荘病院、安藤病院)
- H17 東北信地域輪番制へ移行(長野赤十字病院、鶴賀病院、栗田病院、千曲荘病院、滝澤病院、小諸高原病院)
→県下3地域に再編
- H20 東北信地域輪番制再編(新たに3病院参加 佐藤病院、篠ノ井橋病院、上松病院)
- H21 南信地域輪番制再編(新たに2病院参加 飯田病院、諏訪湖畔病院)
- H22 県立こころの医療センター駒ヶ根を常時対応施設に指定(H23.2.1)
- H27 平日に限り東北信を分割(東信・北信)して県下4地域に再編(新たにあづみ病院参加)
- H28 精神科救急情報センターの名称を「精神障がい者在宅アセスメントセンター」へ変更
- R1 南信地域輪番制再編(新たに1病院参加 諏訪赤十字病院)
- R3 土曜日日中(8:30~17:00)における東北信一体運用を、圏域ごとの運用に変更
- R4 新たに千曲荘病院(上田市)、村井病院(松本市)を常時対応型施設として指定(R4.8~)

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

⑳ 発達障がい診療体制整備事業

(根拠法令:発達障害者支援法)

【予算額及び内訳】 2,104万1千円(基金:18,992千円、一般財源112万5千円、国庫補助金92万4千円)

【予算の主な内容】 発達障がい診療体制の整備

【目指す姿】

発達障がいを診療できる医師の育成、中核的診療機関による圏域や全県単位での研修会等の実施等により、全県で格差なく発達障がいの診療が受けられるような地域の体制整備を行う。

【現状】

平成25年度より発達障がい診療地域連絡会を県内10圏域で開催

平成27年度よりかかりつけ医向けの発達障がいの診療に係る研修会を年1回実施

平成30年度より信州大学医学部へ委託し、発達障がいを診療できる医師の育成を開始

【事業主体】

県

【事業内容】

発達障がい診療の対応力の向上と診療機関同士の連携強化を推進する。

- ①発達障がい者支援対策協議会診療体制部会を開催し、実態把握や診療機関の役割分担などについて検討を行う(年2回、連携支援部会との合同部会1回)。
- ②県の発達障がい診療の中核的機関から、専門家を圏域ごとの発達障がい地域連絡会へ年間2回程度派遣し、事例検討・研修を行う。
- ③県内の医療機関等に勤務する医師を対象とした発達障がいかかりつけ医研修を開催し、診療技術の向上や他の医療機関との連携体制の構築を図る。
- ④信州大学への委託により、長野県発達障がい診療医・専門医を育成し、県内の診療体制をより充実させる。

【事業経過】

- 平成24年度 「発達障がい者支援対策協議会診療体制部会(発達障がい診療体制推進検討会)」を設置し、県内の診療体制整備につき検討を開始
- 平成25年度 県内各圏域での発達障がい診療地域連絡会の開催を開始
- 平成27年度 県内の医師向けの発達障がい診療に係る研修会を開始
- 平成30年度 信州大学医学部への委託により、長野県発達障がい診療医および長野県発達障がい専門医の育成を開始
- 発達障がい者支援対策協議会での新たなグランドデザインの策定にあわせ、平成30年度から県の支援体制を見直し(協議会本体の事務局を次世代サポート課へ移管。診療体制に関する業務を保健・疾病対策課が担当)

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

㊸ 依存症対策事業

(根拠法令:アルコール健康障害対策基本法、再犯防止法、ギャンブル等依存症対策基本法)

【予算額及び内訳】 79万1千円(国庫補助金(1/2)39万6千円 一般財源39万5千円)

【予算の主な内容】アルコール健康障害対策推進会議及びアルコール健康障害対応研修の開催経費(報償費及び旅費)
依存症対策に関する問題に取り組む民間団体支援(補助金)

【目指す姿】

依存症の発生予防から早期治療、支援、再発予防に至る対策を推進し、依存症の問題を抱える人やその家族が、安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

【現 状】

平成 29 年度にアルコール健康障害対策推進計画を策定

平成 29 年度よりアルコール健康障害対策推進会議を開催

令和2年1月1日、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関(アルコール健康障害)に長野県立こころの医療センター駒ヶ根を選定

令和2年7月1日、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関(薬物依存症及びギャンブル等依存症)に長野県立こころの医療センター駒ヶ根を選定

令和4年4月1日、依存症専門医療機関(アルコール健康障害及びギャンブル等依存症)に国立病院機構小諸高原病院を選定

令和4年7月1日、依存症専門医療機関(薬物依存症)に国立病院機構小諸高原病院を選定

令和5年6月1日、依存症専門医療機関(アルコール健康障害)に千曲荘病院、信濃病院、栗田病院、城西病院及び村井病院を選定

令和6年3月末に依存症対策の一体的計画として、「長野県依存症対策推進計画」を策定

令和7年2月3日、依存症専門医療機関(アルコール健康障害)にあづみ病院を選定

【事業主体】

県

【事業内容】

- ①長野県依存症対策推進計画の策定及びアルコール健康障害対策における課題解決に向け協議する。また、依存症患者が適切な医療を受けられるよう依存症専門医療機関を選定するため、アルコール健康障害対策推進会議を年1回開催する。
- ②かかりつけ医(内科等)とアルコール依存症治療に係る医療機関の医療連携充実のため、かかりつけ医向けのアルコール健康障害対応研修を開催する。
- ③依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)を抱える当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるよう、各依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

⑳ 自殺対策推進事業

(根拠法令:精神保健福祉法第46条、自殺対策基本法、第4次長野県自殺対策推進計画(令和4年度策定))

【予算額及び内訳】 7,700万8千円

(国庫補助金(10/10) 5,022万5千円、国庫補助金(2/3) 153万0千円、国庫補助金(1/2) 884万7千円
一般財源 1,208万7千円、諸収入 1万4千円、福祉基金 144万0千円、ふるさと信州寄付金 286万5千円)

【予算の主な内容】 相談会開催費、普及啓発費、子どもの自殺危機対応チーム運営費、市町村等補助金等

【目指す姿】

心の健康づくりに関する知識の普及啓発、相談体制整備等により精神障がいの予防を図り、県民の心の健康を保持、増進するとともに、市町村、関係機関、民間団体等の関係機関と連携し、社会的な取組として自殺対策を実施することで、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指す。

【現 状】

長野県の自殺者数 347人 自殺死亡率(人口10万対) 17.7 (令和5年:厚労省人口動態統計)

第4次長野県自殺対策推進計画の目標値「自殺死亡率12.2以下」、「20歳未満の自殺ゼロ」(いずれも2027年(R9))

【事業主体】

県

【事業内容】

○ 自殺対策推進事業

ア. 自殺対策強化事業

- ・相談事業:くらしと健康の相談会、SNS地域連携包括支援事業
- ・人材養成:ゲートキーパー研修等
- ・普及啓発:自殺予防週間及び自殺対策強化月間における街頭啓発等
- ・子ども等自殺対策強化事業:子どもの自殺危機対応チームの運営、自殺未遂者支援のネットワーク構築等
- ・市町村等支援:市町村及び自殺対策に取り組む民間団体等に対する補助

イ. 長野県自殺対策推進センター

- ・自殺対策に関する情報の管理・提供、市町村への支援
- ・自殺予防のための関係者研修会の開催

ウ. こころの健康相談統一ダイヤル

【事業の経過等】

(自殺対策に関する国の動向)

- ・平成16年「こころのバリアフリー宣言」(心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書)
- ・平成18年 自殺対策基本法 成立
- ・平成19年 自殺総合対策大綱 決定
- ・平成20年 自殺対策加速化プラン 決定
- ・平成22年 自殺対策タスクフォース 設置
- ・平成23年「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」大綱の検討、官民協働の推進
- ・平成24年「地域自殺対策緊急強化基金検証・評価チーム」基金事業の評価
- ・平成24年「自殺総合対策大綱」の全面見直し。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。
- ・平成24年「自殺対策の機動的推進のためのワーキングチーム」設置
- ・平成28年 自殺対策基本法の一部を改正する法律 成立
- ・平成29年「自殺総合対策大綱」改定 自殺対策基本法の改正や自殺の実態を踏まえた抜本的な見直し
- ・令和4年「自殺総合対策大綱」改定 当県の取組である子どもの自殺危機対応チームが盛り込まれる

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

③〇 いのちの電話相談支援事業

(根拠法令: ー)

【予算額及び内訳】 100万 0 千円(繰入金 100 万 0 千円)

【予算の主な内容】電話料の補助(22 万 5 千円)、研修経費の一部補助(77 万 5 千円)

【目指す姿】

「長野いのちの電話」が実施する電話相談事業を支援することにより、県民の心理的な福祉の増進を図る。

【現状】

いのちの電話の相談のうち自殺念慮 874 件(令和5年)

【事業主体】

社会福祉法人 長野いのちの電話

【事業内容】

1 相談体制

(1)相談員 法人が実施する研修を受講したボランティアが電話で相談に応じる。

(2)相談時間(毎日) 11:00~22:00 ・相談電話 026-223-4343(長野) 0263-88-8776(松本)

2 研修等

区 分	内 容
電話相談員初級研修	グループ研修、講義研修、認定式
電話相談員継続研修	全体会、グループ研修
ファシリテーター研修	養成講座、実技演習

3 県の支援内容

(1)相談受付を行うために必要な電話料を補助

(2)相談員が受講する研修の経費の一部(講師謝金、会場使用料等)を補助

(研修内容:相談員養成研修、相談員継続研修ほか)

【事業の経過等】

1 相談件数

(単位:件)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	7,485	6,339	6,418	6,231	7,148	7,591	7,992	7,771	7,500	6,564	6,931	5,793	6,578

2 年度別予算額と決算額

(単位:千円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	860	860	860	860	860	1,075	860	860	860	1,000
決算額	860	851	860	728	741	962	839	860	860	1,000

3 事業経過

H15 年度 支援開始

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

③ 心身障害発生予防推進事業

(根拠法令:乳幼児の健康診査及び保健指導要領、母子保健法第 20 条、優生保護法(現、母体保護法)の一部を改正する法律等の施行について、母子保健法第9条)

【予算額及び内訳】 9,225 万 9 千円 (国庫補助金(1/2)2,570 万 4 千円、一般財源 6,655 万 5 千円)

【予算の主な内容】 先天性代謝異常等検査事業、新生児マススクリーニング検査に関する実証事業、難聴児支援センター事業の実施に伴う委託料

【目指す姿】

- 1 治療法が確立されている先天性疾患を早期に発見することにより、後の治療とあいまって乳幼児の心身障害・死亡を防ぎ、健康の保持及び増進を図る。
- 2 聴覚障害を早期に発見しコミュニケーション障害を軽減するため、新生児に対する聴覚検査の効果的な運用を図る。
- 3 新生児聴覚スクリーニング検査等により早期に発見された難聴児(疑いを含む)の保護者の児に対する障害や将来への不安を軽減し、良好な親子関係を確立し、適切に療育へ結びつけることで、その後の言語獲得能力を高める。
従来のろう学校を基点とした支援をさらに広げ、児に適した医療、保健、福祉を含めた地域支援体制の構築を図る。

【現 状】

- 1 先天性代謝異常等検査を県立こども病院に委託し、25 疾患について検査を実施。
検査の結果異常を示した場合には、こども病院(中核医療機関に指定)で治療等に当たるとともに、保健所や市町村、地域の医療機関等でのフォローアップが効果的なものとなるよう「県マス・スクリーニング連絡協議会」を設置。
- 2 R5 国補正予算事業の「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参画。R6 年10月から SCID・SMA の2疾患と、同様の試薬で検査が出来るB細胞欠損症を対象疾患に加え、先天性代謝異常等検査事業と同様に県立こども病院に委託し検査を実施。
- 3 県内すべての分娩を扱う産科医療機関において新生児聴覚検査を実施し、再検査(15 機関)及び精密検査(3機関:信州大学附属病院、みやがわ耳鼻咽喉科きこえクリニック、長野県立こども病院)の体制を整備。
- 4 令和6年度に難聴児支援センターが対応した相談件数は 1,532 件(12 月末時点)、6 歳以下の割合は 61%。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 先天性代謝異常等検査事業 4,144 万7千円(一財) (国補(1/2)39 万5千円 一財 4,105 万2千円)
産科医療機関等で新生児の採血(ろ紙血)を行い、検査機関の県立こども病院でマス・スクリーニング検査を実施。
異常又は異常の疑いがある場合、県立こども病院等で治療にあたりるとともに、保健所や市町村による支援体制や、地域の医療機関等での診療体制を確保する。
- 2 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業 4,790 万 7 千円(国補(1/2)2,395 万3千円、2,395 万4千円)
上記の事業に SCID・SMA の2疾患と、同様の試薬で検査が出来る B 細胞欠損症を対象疾患に加え、先天性代謝異常等検査事業と同様に県立こども病院で検査を実施する。
- 3 難聴児支援センター事業 290 万 5 千円(国補(1/2)135 万 6 千円 一財 154 万 9 千円)
信州大学医学部附属病院に委託し、個別支援、関係者支援、学習会及び研修会、普及啓発等を実施。

【事業の経過等】

H19 年度から難聴児支援センター事業開始

H25 年 10 月から先天性代謝異常等検査にタンデムマス法を導入し、検査対象疾患を拡大(6→19)

R4年度からは検査対象疾患が 25 疾患に拡大

R6 年 10 月から新生児マススクリーニング検査に関する実証事業を開始

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

③ 母子医療給付費

(根拠法令:母子保健法第20条、児童福祉法第19条の2、児童福祉法第20条、少子化社会対策基本法第13条)

【予算額及び内訳】 1億730万8千円(国庫補助金(1/2)46万3千円、寄付金、3万円、一般財源1億681万5千円)

【予算の主な内容】 未熟児養育、不妊治療費等の助成に伴う扶助費

【目指す姿】

少子化社会の中で安心して子どもを産み、健やかに育てられる社会を目指して、乳幼児等に対し必要な医療の給付を行うとともに、不妊治療等への助成を行い、経済的負担の軽減を図る。

【現 状】

- ・医療を必要とする未熟児や特定の疾患に罹患している児童で入院または通院を必要とする者等に対し、医療の給付を行っている。
- ・令和4年4月から不妊治療が保険診療に位置づけられるとともに、一部については先進医療として実施。保険適用外となる治療に対し、保険診療と併用可能な「先進医療」に要する費用の一部を助成。
- ・適切なタイミングで必要な不妊治療が開始できるよう、不妊検査への助成を行うとともに、将来の妊娠のための健康管理(プレコンセプションケア)の普及啓発を実施。

【事業主体】

県(妊娠前からの健康管理(プレコンセプションケア)支援事業、不育症治療支援事業)
市町村(未熟児養育医療費給付事業)

【事業内容】

- 1 未熟児養育医療費給付事業 2,798万円(一財)
養育のため入院した未熟児に対し必要な医療の給付を行い、正常な機能の早期確保を図る。
- 2 妊娠前からの健康管理(プレコンセプションケア)支援事業 7,609万6千円
(国補(1/2)24万7千円 ふるさと信州寄付金3万円 一財7,581万9千円)
妊娠を望む夫婦に対し、不妊検査及び治療に係る費用の助成を行い、夫婦の経済的負担の軽減を図る。
 - (1)妊活検診(不妊検査)費用助成事業
 - (2)不妊治療(先進医療)費用助成事業
- 3 不育症治療支援事業 323万2千円(国補(1/2)21万6千円 一財301万6千円)
不育症治療を受けている夫婦に対する検査及び治療費の助成を行い、夫婦の経済的負担の軽減を図る。
 - (1)不育症検査費用助成事業
 - (2)不育症治療支援事業

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

③ 母子保健推進事業

(根拠法令:母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、都道府県及び市町村における母子保健事業指針)

【予算額及び内訳】 3,314万1千円(国庫補助金(1/2)598万9千円、国庫補助(10/10)1,453万9千円、
国庫補助(2/3)255万0千円、ふるさと信州寄附金113万1千円、一般財源893万2千円)

【予算の主な内容】 不妊・不育専門相談センター委託料、成育保健相談報償費、母子保健人材育成研修会、
性と健康の助産師相談委託料等

【目指す姿】

少子化が進む中で安心して子どもを産み、健やかに育てられる社会を目指して、市町村をはじめ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、母と子の健康の保持・増進を図る。

【現 状】

- ・母子保健サービスは市町村が実施主体となっているが、近年の多様化・高度化するニーズに対応するため高い専門性が求められている。
- ・生殖補助医療は、急速な技術的進歩がなされ治療が普及しているが、不妊に悩む当事者にとって身体的・精神的負担は大きい。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 信州母子保健推進センター運営事業 642万9千円
(国補(1/2)85万3千円 国補(10/10)193万0千円 一財364万6千円)
 - (1)母子保健推進連絡会
 - (2)母子保健推進員の配置
 - (3)市町村母子保健事業の把握と体制整備支援
 - (4)人材育成研修会
- 2 性と健康の相談支援事業 77万5千円(国補(1/2)38万7千円 一財38万8千円)
性と健康の助産師相談事業(電話相談、指導者研修会)
- 3 不妊・不育専門相談センター事業 406万8千円(国補(1/2)203万3千円 ふるさと信州寄附金113万1千円 一財90万4千円)
不妊・不育専門相談センター
- 4 成育保健支援事業 15万0千円(国補(1/2)7万4千円 一財7万6千円)
 - (1)成育保健相談(個別相談)
 - (2)成育保健セミナー(集団健康教育)
 - (3)地区組織活動支援
 - (4)性に関する教育を行う専門家等への研修
- 5 旧優生保護法補償金等支給法業務事務 1,260万9千円(国補10/10)
旧優生保護法補償金等支給法に基づき、優生手術等を受けた方に対して国から補償金等を支給するため、県において請求受付事務等を行う
- 6 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設を利用する際の交通費等支援事業 382万6千円
(国補(2/3)255万0千円 一財127万6千円)
市町村事業への補助。分娩取扱施設までの移動時間を要する妊婦に対して交通費等を助成
- 7 妊産婦のメンタルヘルス支援体制ネットワーク構築事業 528万4千円
(国補(1/2)264万2千円 一財264万2千円)
県内の拠点病院にコーディネーターを配置し、産科・精神科医療機関及び地域支援機関の支援ネットワークを構築することにより、身近な医療機関等に相談・受診できる体制を整備する

【事業概要(疾病・感染症対策課母子保健係)】

③4 妊孕性温存療法治療費助成事業

(根拠法令:がん対策基本法、がん対策推進基本計画(国)、長野県がん対策推進条例、
小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 1,190 万円 (国庫補助金(1/2)295 万円、一般財源 895 万円)

【予算の主な内容】 卵巣機能の低下が認められる若年女性、がん患者等の妊孕性温存療法にかかる費用の一部を助成

【目指す姿】

- 将来子どもを産み育てることを望むが、卵巣機能の低下が認められる若年女性が、将来子どもを授かることができる可能性を温存するために実施した卵子凍結及び凍結した卵子を用いた生殖補助医療に係る経済的負担の軽減を図ることで、希望する妊娠を叶えられるようにする。
- 妊孕性温存療法及び凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ることで、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるようにする。
- 患者からの臨床データ等を収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊孕性温存療法の研究を促進する。(一般社団法人日本がん・生殖医療学会)

【現 状】

- 長野県がん生殖ネットワークが発足(R2.11.30)
- 小児・AYA 世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法に関する検討会(国実施)により協議(R3.2、R3.3)
- 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の国実施要綱が発出、令和3年4月1日から事業開始
令和4年4月1日から、温存後生殖補助医療が助成対象に追加
- 県独自事業として、卵巣機能低下症例に対する妊孕性温存療法費用助成を実施開始予定(R7 年度)

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 卵巣機能低下症例に対する妊孕性温存療法費用助成事業 600 万円(一財)
 - (1)卵巣機能低下リスクのある染色体異常や卵巣手術等により、卵巣機能の低下が認められる症例に対して未授精卵子を採取・凍結保存する費用を助成する。
 - (2)1(1)の助成を受けて凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療に要する費用を助成する。
- 2 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 590 万円(国補(1/2)295 万円 一財 295 万円)
 - (1)副作用に生殖能力が損なわれるおそれのある治療の前に、配偶子や生殖細胞、受精卵を採取保存する費用を助成する。
 - (2)妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療に要する費用を助成する。

【用語解説】

※AYA 「Adolescent and Young Adult (思春期および若年成人)」の略

※妊孕性「にんよう男女ともに妊娠するための力」

【事業概要(疾病・感染症対策課がん・疾病対策係)】

③⑤ 小児慢性特定疾病医療支援事業

(根拠法令:児童福祉法、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 3億9,725万6千円(国庫支出金1億9,817万5千円、一般財源1億9,908万1千円)

【予算の主な内容】 小児慢性特定疾病治療等の助成に伴う扶助費、小児慢性特定疾病児日常生活用具への補助金、自立支援員が実施する相談会等の経費(謝金等)、移行期医療支援センターの運営委託費(人件費、物件費等)

【目指す姿】

小児慢性特定疾病児童等の健全育成のために、治療費の一部を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図る。また、患者家族からの相談対応や小児期から成人期への移行期にある患者への適切な医療や支援体制を整備することで長期療養している児童等の自立や成長支援を図る。

【現状】

- 小児慢性特定疾病に罹患する児童等の健全育成の観点から、患者家族の医療費等の負担の軽減を図るために、その治療費及び日常生活用具にかかる費用の一部を補助している。
- また、治療の進歩により、成人期に達する患者が増加してきたが、小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者に対して、小児期・成人期双方で必ずしも適切な医療が提供されていない。長期にわたる療養の中で、自身の疾病を理解し、疾病の治療方針や生活上のことなどを自己決定するための準備を整える必要がある。

【事業主体】

県、市町村

【事業内容】

- 1 小児慢性特定疾病医療費助成事業(負担割合:国1/2、県1/2)
対象疾病(16疾患群801疾病)の治療にかかる医療費の一部を公費負担する。
- 2 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
(負担割合 市及び福祉事務所を設置している町村:国1/2、市町村1/2、その他町村:国1/2、県1/4、町村1/4))
小児慢性特定疾病児童等に対し、車いす等の日常生活用具の給付にかかる費用の一部を公費負担する。
- 3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」を配置し、患者やその家族、その他関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- 4 移行期医療支援体制整備事業
「長野県移行期医療支援センター」を設置(業務委託先:信州大学医学部附属病院)し、小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者に対して、個々の状況に応じて最適な医療が提供できる体制を構築する。

【患者自己負担(患者負担割合:2割)】

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者自己負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護		0	0	
II	市町村民税 非課税(世帯) (所得割・均等割ともに非課税の場合)	低所得I(～80万円)	1,250		500
III		低所得II(80万円超～)	2,500		
IV	一般所得I(市町村民税課税以上7.1万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得II(市町村民税7.1万円以上25.1万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得(市町村民税25.1万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

【事業概要(疾病・感染症対策課心の健康支援係)】

③⑥ 精神障がい者地域生活支援等事業

(根拠法令:精神保健福祉法第2条、46条、47条、障害者総合支援法第78条)

【予算額及び内訳】 430万5千円(一般財源245万7千円、国庫補助金(1/2)184万8千円)

【予算の主な内容】 委託料(支え合い活動支援事業等委託経費)

物件費(地域生活支援研修会講師の謝金、費用弁償、需用費等)

【目指す姿】

医療・保健・福祉が連携し、地域の受入体制(生活の場・相談する場・昼間の活動の場、地域住民の理解等)が整備されることで、退院可能な精神障害者が安心して地域で生活することができる。

【現 状】

- ・精神障がい者の精神科病院入院に関するデータ
 - 入院後3カ月時点の退院率 69.5% (R3)
 - 入院後1年時点の退院率 90.2% (R3)
 - 入院期間が1年以上である長期在院患者数 2,168人 (R6.6時点入院者)
- ・R6年度地域ケア推進事業の研修会等の事業参加者数 414人
- ・R6年度 -3校の高校に当事者講師を派遣

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会
各圏域の障がい者支援センター等に市町村により配置されている精神障がい者地域生活支援コーディネーター等を参集し、各圏域の地域移行体制整備等の課題研究や事例検討等を実施。
- 2 精神障がい者地域生活支援関係者研修
(1)圏域事業実施体制強化のための研修 (2)地域移行に関する管内関係者研修
- 3 障がい者支え合い活動支援事業(委託) [R6委託先:長野県ピアサポートネットワーク]
(1)地域住民に対する精神障がい者理解のための普及啓発活動
(2)入院又は退院後間もない精神障害者に対する、当事者支援員の訪問支援
- 4 精神障がい者地域ケア推進事業
一般県民、民生児童委員、自治会役員、精神保健福祉関係者等を対象に研修会等を実施
- 5 若者向け心のバリアフリー事業
精神疾患を経験した当事者を講師として高校に派遣し、精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を実施
- 6 入院者訪問支援事業
市町村長同意による医療保護入院患者等の要望を受け、訪問支援員を病院に派遣し面会交流を実施

【事業の経過等】

(精神障がい者地域生活支援事業)

- ・平成15～16年度 国のモデル事業として、小諸高原・佐久総合・駒ヶ根・飯田病院を対象に開始
- ・平成17～18年度(上記病院に加え)千曲荘・伊那神経科・諏訪湖畔・村井・城西・安曇総合病院で実施
- ・平成19年度 国の補助事業により県下4ブロックに精神障害者退院支援コーディネーター設置(委託)
- ・平成21年度 県下5ブロックに増
- ・平成23年度 国の事業名変更に合わせて、「精神障害者地域移行コーディネーター」に名称変更
- ・平成25年度 国の補助事業が廃止され、県の単独事業として、精神障害者地域生活支援コーディネーターに名称を改め、県下4ブロックに配置
- ・平成26年度末 精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置事業を廃止。各圏域の相談支援専門員等を中心に地域移行・地域定着に取り組む。

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

③7 ウイルス肝炎対策事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症対策特別促進事業について(H20.3.31 厚生労働省健康局長通知)、ウイルス肝炎医療費給付実施要綱)

【予算額及び内訳】 1億 796万 9千円 (一般財源 6,088万 2千円、国庫補助金(1/2) 4,708万 7千円)

【予算の主な内容】 ウイルス肝炎の検査委託費、ウイルス肝炎診療懇談会の開催経費(謝金等)、ウイルス肝炎検査費用助成(扶助費)、ウイルス肝炎治療の医療費給付(扶助費)

【目指す姿】

- ・患者、キャリア等からの相談に対応して不安や精神的負担を軽減し、医療機関等からの医学的・専門的相談に応じることで、適切な肝炎治療を促進する。
- ・保健所での無料検査、肝炎診療懇談会と肝疾患診療ネットワークにより、肝炎ウイルス保有者の早期(発症前)発見と診療体制の充実を図る。
- ・医療費の一部を給付することにより、ウイルス肝炎の根治に有効なインターフェロン療法等高額な治療への取組の早期化を図り、慢性肝炎、肝硬変及びヘパトーム(肝がん)への進行を抑制する。

【現 状】

国内における推定感染者が 200 万人から 250 万人と言われるウイルス性肝炎は、治療法の進歩によりウイルスの排除・増殖の抑制が可能であり、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることが可能な疾患である。このため、早期発見・早期治療の観点から各種施策を実施し、肝炎ウイルスの感染防止及び将来の肝硬変・肝がんの予防、ひいては県民の健康保持、増進を図る必要がある。

【事業主体】 県

【事業内容】

- 1 ウイルス肝炎検査 肝炎ウイルスの感染不安を持つ者に対し、検査を無料で実施
- 2 ウイルス肝炎診療懇談会 かかりつけ医と専門医の連携のとれた治療体制(ウイルス肝炎診療ネットワーク)の構築等について、県が検討する上で有識者等の意見を聴くため開催
- 3 医療費の給付 B型及びC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変、肝がんの患者にとって、経済的負担が重い医療費や抗ウイルス療法に係る医療費について、下表の自己負担額を除いて給付

(凡例 ◎:国庫補助対象 ○:県単 ー:給付対象外)

治 療 法 等		通 院	入 院	自己負担額
1 抗ウイルス療法 (3を除く)	インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療	◎	◎	2区分 (1万円、2万円)
	少量・長期等国庫補助対象外のインターフェロン治療	○	○	
2 抗ウイルス療法 以外(3を除く)	肝庇護療法、肝がんに対する治療など	一部◎	○ 一部◎	7区分 (0~ 23,100円)
3 フィブリノゲン等投与認定者(治療内容は問わない。)		○ 一部◎	○ 一部◎	

【事業の経過等】

○ ウイルス肝炎診療ネットワークについて

平成 20 年 10 月 1 日付けで信州大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院に指定するとともに、肝疾患に関する専門医療機関を平成 21 年 1 月 23 日以降、順次指定している。(令和 7 年 5 月現在、57 医療機関)

(※ 信州大学医学部附属病院においては、国庫補助金を活用して、患者等からの相談に対応する肝疾患診療相談センターを開設するとともに、医療機関等を対象とした研修会を実施している。)

○ 医療費給付事業の経過

- 昭和 56 年 県単独事業によりB型肝炎医療費補助を開始
- 平成 3 年 C型肝炎医療費補助を開始
- 平成 10 年 特定疾患治療研究事業に併せ、定額での患者一部負担制度を導入(重症基準制定)
- 平成 16 年 10 月 所得に応じた患者一部負担制度を導入(特定疾患治療研究事業は平成 15 年 10 月に導入)
- 平成 18 年 10 月 フィブリノゲン等投与認定者の通院医療費については引き続き給付対象とするものの、それ以外の者の通院医療費については給付対象としないことに変更
- 平成 19 年 10 月 インターフェロン等抗ウイルス療法に係る通院医療費を対象に追加
- 平成 20 年 4 月 インターフェロン治療について国制度による給付制度が開始
- 平成 22 年 4 月 国の制度改正に合わせ、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療に係る自己負担額を軽減
- 平成 26 年 9 月以降 インターフェロンフリー治療を順次助成対象に追加
- 令和 3 年 4 月 国の制度改正に合わせ、肝がん通院治療の一部を対象に追加

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑳ ハンセン病対策事業

(根拠法令:ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、長野県ハンセン病問題検証会議報告書)

【予算額及び内訳】 21万6千円 (一般財源 21万6千円)

【予算の主な内容】 入所者の慰問、社会交流を行う。

【目指す姿】

ハンセン病療養所入所者及びその家族への支援を行い、福祉の増進を図る。

【現 状】

長野県出身の入所者は3施設5名となっている。入所者の平均年齢は89.8歳(R7.5.1現在)と高齢となっており、里帰り事業の実施も入所者の健康状況に左右される状況にあるが、一人でも希望者があれば対応するというのが県の基本姿勢である。

【事業主体】 県

【事業内容】

1 社会交流(里帰り)事業 14万6千円

療養所入所者の方を県内にお迎えし、社会交流を行う。

2 療養所慰問 7万円

栗生楽泉園(群馬県草津町)、多磨全生園(東京都村山市)を職員が訪問し、入所者との懇談、納骨堂への献花などを行う。

【事業の経過】

○社会交流(里帰り)事業

年度	実施時期	訪問先
H25	10/1~10/2	長野市
H26	10/21~10/22	長野市
H27	10/7~8	松本市・長野市・上田市
H28	11/8~9	長野市・上田市
H29	10/31~11/1	長野市・上田市
H30~R6		(高齢、体調不安等により参加希望なし)

○療養所慰問

年度	栗生楽泉園(群馬県草津町)	多磨全生園(東京都東村山市)
H25	11/11	11/18
H26	11/19	11/10
H27	11/16	11/25
H28	11/22	11/17
H29	11/9	11/16
H30	11/12	11/15
R1	11/20	10/24
R2	10/29	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)
R3	10/29	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)
R4	10/20	11/11
R5	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)	11/10
R6	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)

【特記事項】

療養所入所者が高齢化(平均 89.8 歳)のため、社会交流事業参加及び療養所訪問の際の対応が難しくなっている。

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑳ 感染症対策連携協議会事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、長野県感染症対策連携協議会開催要綱)

【予算額及び内訳】 12 万円 (一般財源 6 万 2 千円、国庫負担金 5 万 8 千円)

【予算の主な内容】 感染症対策連携協議会の開催

【目指す姿】

県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関等により構成される「長野県感染症対策連携協議会」を開催し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制の整備を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

【現 状】

医療法及び感染症法の改正により、都道府県が策定する「医療計画」及び「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(以下「予防計画」という。)に、新興感染症[※]への対応を記載することとなった。

両計画は相互に整合性を取る必要があることから、これらを一体に議論するため、令和5年度に「長野県感染症対策連携協議会」を開催し、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「長野県感染症予防計画」(医療計画における新興感染症発生・まん延時における医療を包含する)を策定したところ。

本年度は、協議会において、計画の進捗状況等について、協議・検証するとともに、感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制の整備を図る。

※新興感染症法とは、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症をいう。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 感染症対策連携協議会

感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制を図る。

令和7年度については、「予防計画」の進捗状況について、協議・検証する。

(R7 会議事項(案))

- (1) 予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有
- (2) 消防機関との感染症患者の移送体制について

2 構成員(団体名等)

長野県医師会、信州大学医学部附属病院、感染症発生動向調査定点医療機関、長野県看護協会、長野県立信州医療センター、長野県消防長会、長野県市長会、長野県町村会、長野市保健所、松本市保健所、県保健所長会

3 開催状況

年度	開催日	主な議題
R5	R5.8.3	長野県感染症対策連携協議会の設置について 感染症法の改正概要及び予防計画の改定の方向性(案)について ロジックモデル(案)について 医療機関等との協定締結について
	R5.9.14	予防計画及び第8次医療計画の策定について
	R5.10.30	本県の医療提供体制の目指すべき方向性(グランドデザイン)(仮称)について 予防計画及び第8次保健医療計画の策定について
R6	R6.10.28	医療措置協定等の締結状況について 協定の締結を踏まえた今後の取組について

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④ 感染症健康診断事業

(根拠法令: 地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水道法、食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例)

【予算額及び内訳】 1,978 万円(一般財源 1,294 万 6 千円、国庫負担金 651 万 1 千円、諸収入 32 万円 3 千円)

【予算の主な内容】 1類、2類及び3類感染症の患者と接触した者に対する健康診断に要する医薬材料費、備品購入費

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

健康診断事業 1類、2類、3類感染症のまん延を防止するため必要があると認められるとき、感染症の患者と接触した者等に対し健康診断(病原体検索)を実施する。(令和6年(1月1日～12月31日)三類感染症届出数 細菌性赤痢4例 腸管出血性大腸菌感染症 49例、腸チフス1例)

【事業主体】 県

【事業内容】

1 健康診断

1類、2類及び3類感染症のまん延を防止するために必要があると認められるとき、感染症の患者と接触した者に対し健康診断を実施する。

2 原因調査等

感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、1～5類感染症の患者等に対し、積極的疫学調査を実施する。

【事業の経過等】

検査実績(全県)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検査数(件)	671	181	226	426	156	187	167

【特記事項】

感染症法対象疾患

類 型	性 格	対象疾患
1類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱など7疾患
2類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	結核・MERS・鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、など7疾患
3類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起しうる感染症	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフスの5疾患
4類	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物を介して拡大する感染症	E型肝炎・A型肝炎・つつが虫病・デング熱・マラリア・レジオネラ症など44疾患
5類	感染症発生動向調査の結果に基づいた情報を提供・公開することにより、発生・拡大を防止すべき感染症	アメーバ赤痢・急性脳炎・後天性免疫不全症候群・梅毒・風しん・麻しん・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・手足口病・など50疾患
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症	
指定感染症	なし	

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④ 感染症入院医療費負担事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【予算額及び内訳】 3,790万1千円

(一般財源 1,495万8千円、国庫負担金 2,294万3千円)

【予算の主な内容】 感染症法に基づく勧告入院費用及び患者の移送費

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現状】

一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があると認められるときは、感染症患者を入院させることを勧告する。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 感染症患者移送事業

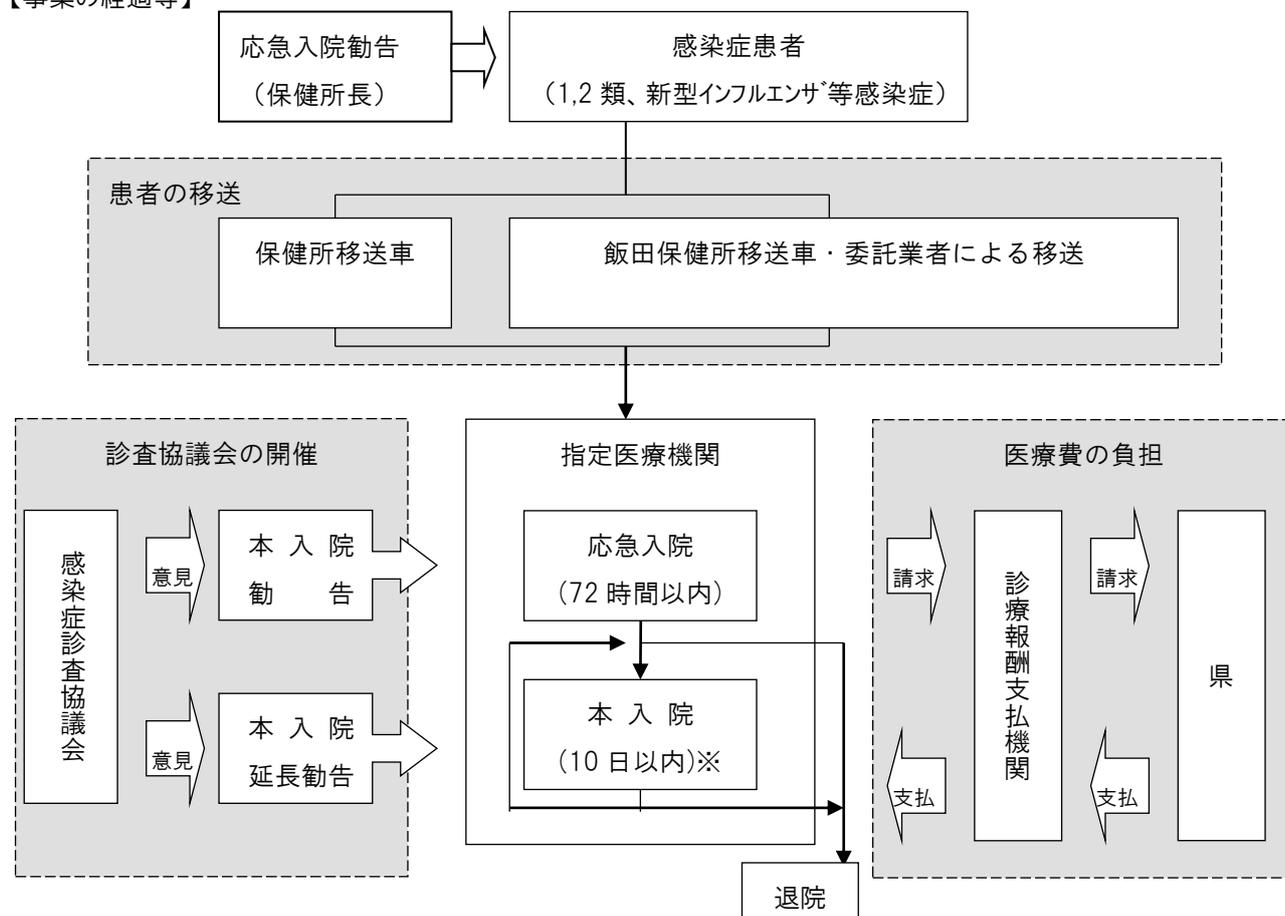
感染症患者等を迅速かつ適切に移送する。

2 感染症患者入院医療費負担事業

一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者の入院医療費を公費負担する。

3 感染症診査協議会の開催

【事業の経過等】



※結核の場合は30日以内

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④ 感染症指定医療機関補助事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症指定医療機関施設・設備整備事業補助金交付要綱、医療施設運営費等補助金交付要綱、感染症外来協力医療機関設備整備費補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 6,073 万 4 千円 (一般財源 3,037 万 1 千円、国庫補助金 3,036 万 3 千円)

【予算の主な内容】 感染症指定医療機関の施設及び設備整備補助、感染症指定医療機関の運営費補助、感染症外来協力医療機関の設備整備補助

【目指す姿】

・感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

・一類及び二類感染症発生時の入院及び医療体制として、第一種(県内1か所)及び第二種(2次医療圏に1か所: 11 医療機関)感染症指定医療機関を指定済み。

【事業主体】

県

【事業内容】(補助率は、いずれも 10/10(国 1/2、県 1/2))

事業	事業内容
感染症指定医療機関施設設備整備事業	感染症指定医療機関の療養環境を法に基づく基準に適合させるため、感染症指定医療機関が行なう改修等に必要な経費を補助する。
感染症指定医療機関運営事業	感染症患者に対する良質かつ適切な医療を提供するため、運営費を補助する。
感染症外来協力医療機関設備整備事業	感染症患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、県内の医療機関が行う設備整備に要する経費を補助する。

【事業の経過等】

1 感染症指定医療機関施設設備整備事業

	施設整備内容		設備整備内容	
	整備内容	補助額	整備内容	補助額
H22	第二種病床新設(国立長野病院)	9,660 千円	簡易陰圧装置1基(波田総合病院)	2,047 千円
H23	自動ドア整備(波田総合病院)	861 千円	簡易陰圧装置1基(波田総合病院)	2,047 千円
H24			簡易陰圧装置1基(大町総合病院)	1,995 千円
H25			簡易陰圧装置 2 基(大町総合病院)	3,885 千円

2 感染症指定医療機関運営事業

	第一種			第二種		
	病院数	病床数	補助額	病院数	病床数	補助額
R2	1	2 床	0 千円	11	44 床	0 千円
R3	1	2 床	5,217 千円	1	2 床	1,905 千円
R4	1	2 床	5,149 千円	2	6 床	3,133 千円
R5	1	2 床	6,951 千円	9	36 床	21,188 千円
R6	1	2 床	8,096 千円	9	36 床	31,829 千円

3 感染症外来協力医療機関設備整備事業

	整備内容	補助額
H26	HEPA フィルター付きパーティション(県立木曽病院以下 7 病院)	2,646 千円

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④3 風しん抗体検査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、特定感染症検査等事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 131万9千円 (一般財源66万円、国庫補助金65万9千円)

【予算の主な内容】 県内保健所(保健福祉事務所)及び委託医療機関において、無料の風しん抗体検査を実施する。

【目指す姿】

風しんは妊娠初期の女性が罹患することにより、その出生児が先天性風しん症候群(白内障、先天性心疾患、難聴等)を発症することがあるため、妊娠を希望する女性等を対象とした風しん抗体検査を実施し、抗体が十分になかった場合にはワクチン接種を勧奨することにより、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを図る。

【現 状】

風しんの予防接種は、1977年から予防接種法に基づく定期接種となっているが、何らかの理由により接種を受けていないもしくは、予防接種を受けたが抗体が十分でない妊婦が風しんウイルスに感染し、その出生児が先天性風しん症候群を発症しているケースが起きている。

○先天性風しん症候群発症数(国内、単位:人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発症数	31	9	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0

*本県ではH16(感染源不明)、H21(フィリピンで感染)に1人ずつ発症例あり。

○先天性風しん症候群発症率(妊婦が風しんに罹った場合の出生児の発症率)

妊娠1か月:50%、2か月:35%、3か月:18%、4か月:8%

(6か月以降は障害を生じさせる可能性はほとんどない。)

【事業主体】

県

【事業内容】

(1) 事業概要

県内保健所(保健福祉事務所)及び委託医療機関において、無料による風しん抗体検査を実施する。

(2) 検査対象

妊娠を希望する女性と風しん抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者

(3) 実施期間

当面1年間を予定

【事業の経過等】

受検者見込み数 333人

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④ 感染症発生動向調査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症発生動向調査実施要領)

【予算額及び内訳】 1,629万9千円 (一般財源767万7千円、国庫負担金776万1千円、諸収入77万円、ふるさと信州寄付金9万1千円)

【予算の主な内容】 感染症発生動向調査を依頼している医療機関への謝金

【目指す姿】

1~5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症の117疾病について、一元的な情報収集による患者発生状況の把握や病原体検索等を行い、早期かつ的確に流行の実態を分析し、必要な情報を速やかに公表することにより、感染症の予防及びまん延防止の対策を講じる。

【現状】

1~5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症117疾病、原因不明の重症の感染症の早期発見と防疫対策の迅速化を目的とした疑似症1項目について、医師からの届出を受け、感染症情報の週種発生動向の解析、必要に応じ、積極的疫学調査を実施する。その情報は、医療関係者及び県民へ還元し、感染症の予防及びまん延防止に努める。

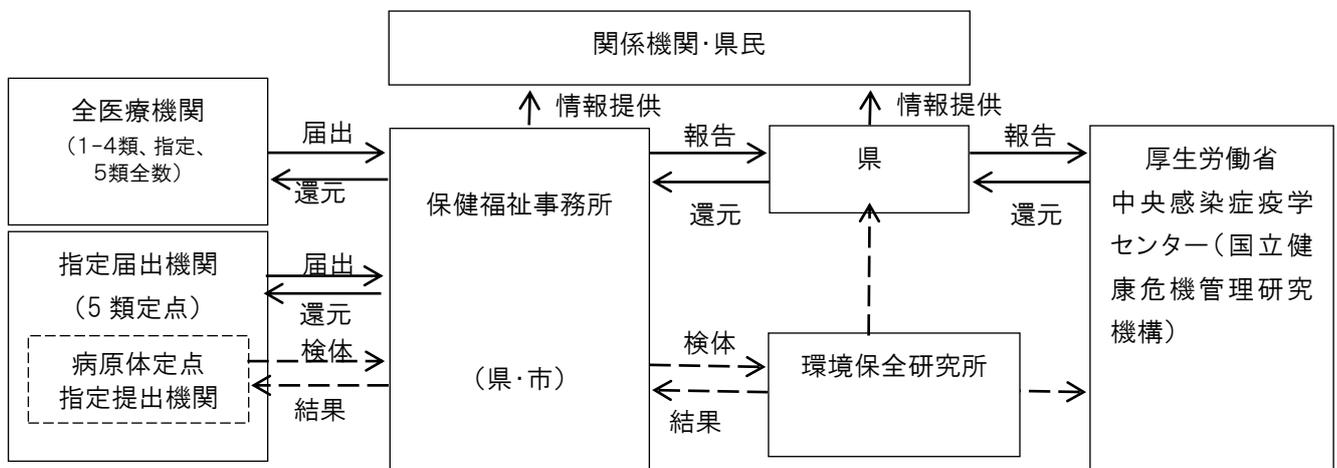
【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 医師からの届出に基づく1類から5類感染症及び指定感染症の患者情報の収集と発生動向の分析、必要に応じ積極的疫学調査の実施
- 2 病原体検索による感染症の原因となる病原体の把握
- 3 医療関係者及び県民への情報提供

< 定点報告対象(五類の一部)の届出を担当する定点数:142 >
 内科:30、小児科:51、眼科:10、STD:14、基幹:12、疑似症 25
 < 病原体定点:30、うち指定提出機関:16 >
 内科:4、小児科:12、眼科:2、基幹:12 ※R7.4.7 現在



【事業の経過等】

1 感染症患者等の届出状況(全数把握感染症) 令和6年12月末現在 (単位:件)R6年は速報値

	R2	R3	R4	R5	R6	備考
2類	206	161	197	159	140	全て結核(潜在性結核感染症含む)
3類	43	62	53	37	54	
4類	77	75	80	45	58	
5類	255	175	181	223	276	
動物	3	0	0	0	0	細菌性赤痢(サル)
新型コロナウイルス感染症	1,208	7,756	377,477	81,542	-	指定感染症(R2.2.1~R3.2.13) 新型インフルエンザ等感染症(R3.2.13~R5.5.7)

※ 1~5類感染症の対象疾患については、感染症健康診断事業を参照

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④ 感染症流行予測調査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症流行予測調査実施要綱)

【予算額及び内訳】 201万4千円 (一般財源4千円、国庫委託金201万円)

【予算の主な内容】 環境保全研究所で行う検査に使用する医薬材料費

【目指す姿】

集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効率的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的とする。

【現 状】

厚生労働省健康局結核感染症課が、国立感染症研究所、都道府県及び都道府県衛生研究所等の協力を得て実施する。得られた情報は、各種の疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用や、長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として調査している。

【事業主体】

厚生労働省、県

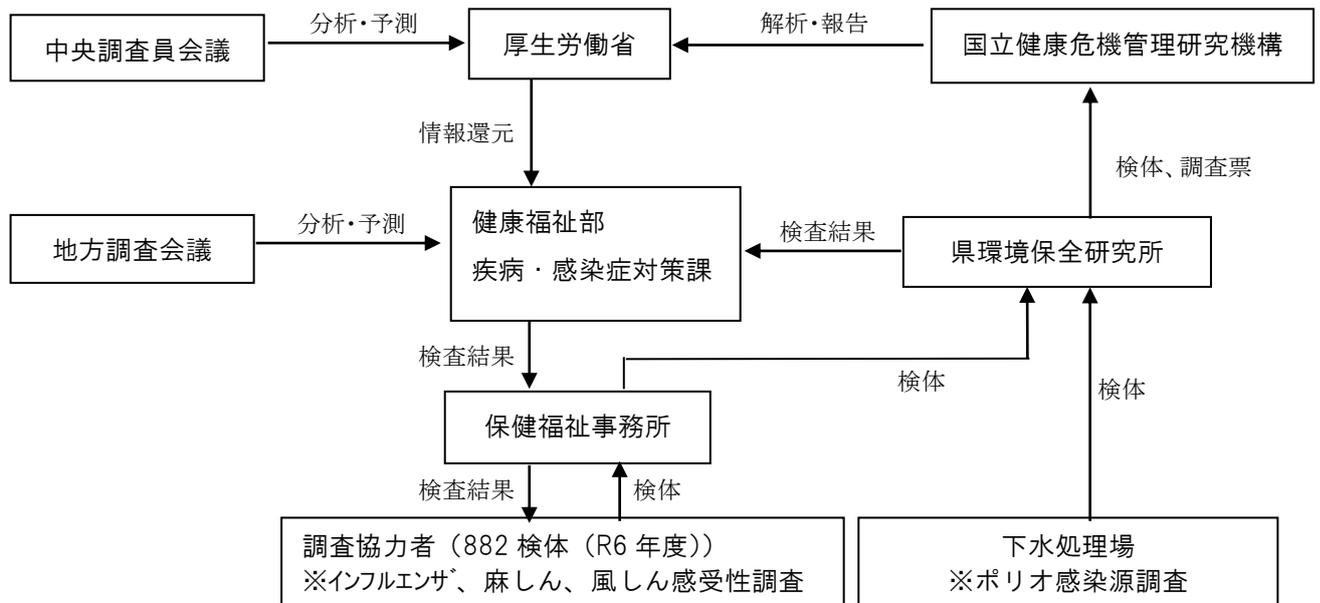
【事業内容】

国から委託された検査項目について、環境検体(下水流入水)及び承諾を得られた人の検体を採取し、ウイルス分離同定及び血清抗体価測定を実施する。

○調査項目

ポリオ(感染源調査)(R6年度は未実施)

インフルエンザ、風しん、麻疹(感受性調査)



【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④6 感染症健康診断等予防対策事業

(根拠法令: 地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、インフルエンザ防疫実施要領)

【予算額及び内訳】 31万4千円 (一般財源 31万4千円)

【予算の主な内容】 インフルエンザ様患者に対する健康診断に要する医薬材料費

【目指す姿】

インフルエンザの県下の患者発生状況及び病原体検索を行い、流行の状況や分離ウイルスの性状等を把握し、必要な情報を速やかに公表することにより、発生を防止する。

【現状】

学校、幼稚園等の施設でインフルエンザを疑う疾患が多発した場合は、保健所で流行状況を迅速に把握するとともに、疫学調査を実施し、関係機関へ情報を還元する。また、インフルエンザを疑う患者が多発した施設等から検体を採取し、ウイルス分離等の検査を行う。(令和6年度 6件 15検体実施)

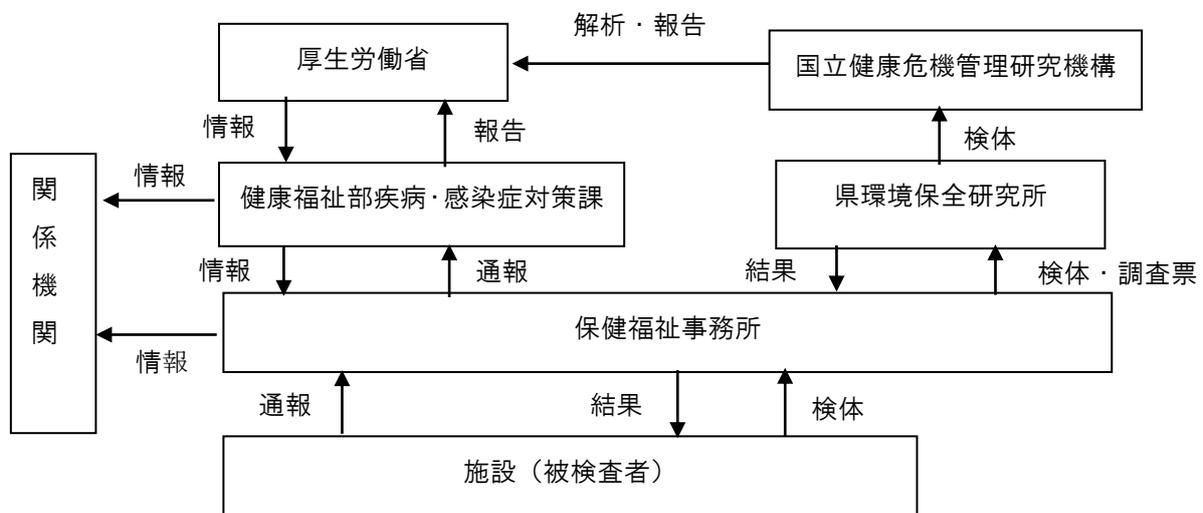
【事業主体】

県

【事業内容】

学校、幼稚園等でインフルエンザを疑う疾患が多発した場合は、保健福祉事務所で流行状況を迅速に把握するとともに、疫学調査を実施し、関係機関へ情報を還元する。

また、インフルエンザを疑う患者が多発した施設等から検体を採取し、ウイルス分離等の検査を行う。検査結果は、全国の病原体情報と併せて関係機関へ還元する。



【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④7 予防接種後健康調査事業

(根拠法令: 予防接種後健康状況調査実施要領)

【予算額及び内訳】 36万8千円 (国庫委託金 36万8千円)

【予算の主な内容】 協力医療機関への報償、協力市町村への委託料、通信費

【目指す姿】

予防接種による副反応の状況を把握し、副反応発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種の実施に資する。

【現 状】

国の委託事業として継続して実施中

【事業主体】

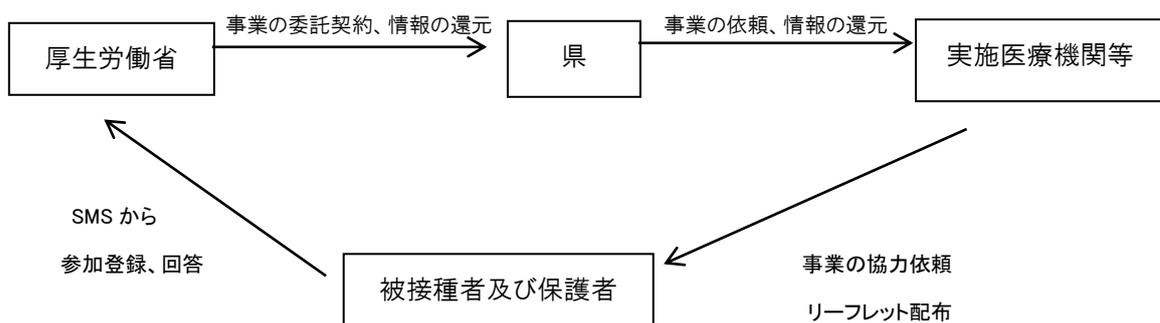
国

【事業内容】

○調査する予防接種の種類

予防接種の種類	調査数	調査実施主体
5種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	120	医療機関
4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	120	
2種混合(ジフテリア・破傷風)	120	
麻しん風しん	120	
日本脳炎	120	
ヒブ	120	
小児用肺炎球菌	120	
水痘	120	
B型肝炎	120	
インフルエンザ(季節性)	40	
高齢者肺炎球菌	40	
新型コロナ	40	
带状疱疹	40	
BCG	120	
ロタウイルス	120	
HPV	120	

○ 調査の流れ



【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④8 結核健診事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条、第53条の 13)

【予算額及び内訳】 1,038 万 1 千円 (一般財源 538 万 6 千円、国庫補助金(1/2)499 万 5 千円)

【予算の主な内容】 結核患者の同居者等の接触者に対する健康診断等のための需用費

【目指すべき姿】

結核患者家族等の接触者に対して行う健康診断の受診率を 100%とし、結核患者・感染者を早期発見し蔓延を防止する。

結核治療終了(結核回復)者に対し2年間経過観察を行い、再発した場合の早期発見に努める。

【現 状】(R6)

- 罹患率(人口 10 万対) 4.2 (速報値)
- 新登録肺結核患者中接触者健診での発見割合 3.6%
- 接触者健診受診率 100%
- 管理検診受診率 97.3%

【事業主体】

県

【事業内容】(R6)

- 接触者健診 対象人員 374 人

結核患者の同居者等、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由にある者に対し、胸部 X 線検査、ツベルクリン反応検査及びインターフェロン γ 遊離試験等の必要な検査により健康診断を実施する。

- 管理検診 対象人員 66 人

結核登録票に登録されている者に対して、胸部 X 線検査等により、再発の有無について精密検査を行う。

【事業の経過等】

結核患者の動向(潜在性結核感染症患者数を除く)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
長野県	新登録患者数 (人)	186	156	138	104	105	104
	罹患率(人口 10 万人あたり患者数)	9.0	7.6	6.7	5.1	5.2	5.2
	結核登録者数 (人)	360	350	355	267	238	203
全国	新登録患者数 (人)	15,590	14,460	12,739	11,519	10,235	10,096
	罹患率(人口 10 万人あたり患者数)	12.3	11.5	10.1	9.2	8.2	8.1
	結核登録者数 (人)	37,134	34,523	31,551	27,754	24,555	22,426

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

④9 結核医療費負担事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条、第 37 条の 2、第 24 条)

【予算額及び内訳】 2,281 万円

(一般財源 942 万 1 千円、国庫負担金(3/4) 1,243 万円、国庫補助金(1/2) 95 万 9 千円)

【予算の主な内容】 結核患者の医療費に係る公費負担

【目指すべき姿】

結核患者の再発防止、多剤耐性菌の発生を予防するため、公費負担による適正な医療を提供する。

【現 状】(R6)

結核罹患率(人口 10 万対) 4.2(速報値)

【事業主体】

県

【事業内容】(R6)

○入院医療費 対象件数 80 件

結核のまん延を防止する目的があると認めるとき、結核患者に入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院医療に要する費用を負担する。(法第 37 条 : 医療費の自己負担額を公費で負担(国 3/4:県 1/4)する。ただし、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の前年所得に応じて、一部患者自己負担あり)

○通院医療費 対象件数 811 件

結核の適正な医療を普及するため、結核患者が厚生労働省令で定める通院医療を受けるために必要な結核医療の費用を負担する。(法第 37 条の 2 : 医療費の自己負担額が 100 分の 5 となるよう、保険者と公費で負担(国 1/2:県 1/2)する。)

【事業の経過等】

結核医療費の推移

		R2	R3	R4	R5	R6
入 院	公費負担額 (円)	21,961,078	16,269,623	16,586,550	11,288,204	6,927,278
	件 数	206	135	131	130	80
通 院	公費負担額 (円)	3,018,777	1,409,414	2,098,105	1,543,444	716,563
	件 数	1,519	1,108	1,294	891	731
合 計	公費負担額 (円)	24,979,855	17,679,037	18,684,655	12,831,648	7,643,841
	件 数	1,725	1,243	1,425	1,021	811

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤0 結核健康診断補助事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 60 条)

【予算額及び内訳】 1,100 万 3 千円 (一般財源 1,100 万 3 千円)

【予算の主な内容】 私立学校及び私立施設の長が行う健康診断に要する費用に対する補助

【目指すべき姿】

私立の学校、施設に対し健診事業費を補助することで、結核定期健康診断の実施率、受診率を高め、患者を早期発見する。

【現 状】(R6)

結核定期健康診断受診率 私立学校 95.1%、私立施設 85.7%

【事業主体】

私立学校、私立施設

【事業内容】(R6)

私立学校及び私立施設の長が行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 に定める定期健康診断に要する費用について、その設置者に対して補助する。

区 分		施設数	人 員(人)	補助率	補助事業者
私立学校等	19 歳以上学生	22	1,686	県 2/3	私立学校の長等
	高校生	8	1,564		
	施設入所者	161	7,313		
計		191	10,563		

【事業の経過等】

事業費の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助金額 (千円)	8,816	10,755	8,509	8,413	8,763	8,707

【特記事項】

平成 23 年度から、前年度中に補助金の要望を取りまとめ、その範囲で補助金を交付する方法に変更した。

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤ 結核定期病状調査事業

(根拠法令:結核定期病状調査実施要綱(健康福祉部長通知))

【予算額及び内訳】 53 万円 (一般財源 53 万円)

【予算の主な内容】 結核登録者の病状報告に係る医療機関への謝金

【目指すべき姿】

結核患者の情報等を管理分析し、効果的な治療や支援を行い、結核対策の推進を図る。

【現 状】(R6)

結核回復者のうち、医療機関で経過観察を実施している者の病状把握 133 件(報告件数)

【事業主体】

県

【事業内容】(R6)

対象人員 96 人

依頼件数 133 件

医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果について、事前に登録者本人又はその保護者からの同意を得て、医療機関等に対して、登録者の病状に関する診断結果の把握に必要な書類等の提出を求め、登録者の病状把握を行う。

【事業の経過等】

調査件数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
調査依頼件数 (件)	248	181	142	131	133
報告件数 (件)	248	181	140	131	133
報告率 (%)	100	100	98.6	100	100

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤ 結核予防総合事業

(根拠法令:結核対策特別促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 8万8千円 (国庫補助金(10/10) 8万8千円)

【予算の主な内容】 結核患者に対する服薬支援等の実施に係る需用費

【目指すべき姿】

潜在性結核感染症患者を含む全結核患者に対し服薬支援を行い、定期的にコホート検討会(服薬支援、治療成績の評価)を実施する。治療成績の評価分析から治療失敗や脱落中断者を最小限(5%以下)にし、治療成功率を向上させる。

【現 状】

全結核患者に対する服薬支援

【事業主体】

県

【事業内容】

○結核患者服薬確認(DOTS)事業 対象者:結核患者及び潜在性結核感染症患者

結核病床を有する医療機関と保健福祉事務所の連携により、入院治療中の患者の服薬状況を確認するとともに、退院後、治療継続が困難と予想される患者には、患者の利便性、地域の実情を考慮した退院後の個別患者支援計画を作成し、治療完遂に向けて一貫した支援を行う。

【事業の経過等】

肺結核喀痰塗抹陽性患者コホート(集団)観察(R5)

(単位:%)

	治療成功	死亡	失敗脱落	転出	治療継続	不明
長野県	61.9	30.5	3.8	1.0	2.9	0.0
全国	64.8	27.0	2.0	1.6	4.3	0.2

高齢者結核罹患率及び定期健康診断受診率の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
65歳以上罹患率(%)	17.6	14.7	12.3	12.2	10.4
定期健康診断受診率(市町村長実施分)(%)	17.4	17.9	22.3	19.6	15.7

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

㊦ 結核予防技術者研修事業

(根拠法令:結核対策特別促進事業)

【予算額及び内訳】 21万2千円 (一般財源 21万2千円)

【予算の主な内容】 研修旅費及び資料代

【目指すべき姿】

結核患者に対し良質かつ適切な医療を提供するため、結核に携わる関係者の資質を向上する。

【現 状】

公益財団法人結核予防会結核研究所が開催する研修に職員を派遣

【事業主体】

県

【事業内容】

対象者 医師 1名 保健師 2名

派遣先 公益財団法人結核予防会結核研究所

【事業の経過等】

派遣研修の状況

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医師	2	2	1				1
保健師	2	2		3	2	2	2
その他							

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤ エイズ・性感染症相談・検査、普及啓発事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、性感染症に関する特定感染症予防指針)

【予算額及び内訳】 451万3千円 (一般財源 226万円、国庫補助金 225万3千円)

【予算の主な内容】 HIV・性感染症検査の医薬材料費、普及啓発用資材の印刷製本費

【目指す姿】

- ・エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、HIV、性感染症の感染拡大を防ぐ。
- ・HIV・性感染症の早期発見の重要性について普及啓発を行い、より多くの県民に検査の受検を促す。
- ・エイズに関する誤解・偏見のない社会を目指す。

【現 状】

- ・人口 10 万人当たり報告者数を累計で見ると、長野県は全国で第 6 位となっている。
- ・特に、近年は、診断時にエイズを発症している割合が全国 29%に対し当県は約 33 %と高い傾向にある。
- ・HIV・性感染症の早期発見の重要性について普及啓発を行い、より多くの県民に検査の受検を促す必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

区 分	内 容
① 正しい知識の普及啓発	<input type="checkbox"/> 重点啓発活動(エイズ予防ウィーク in NAGANO、世界エイズデー普及啓発週間) <input type="checkbox"/> 出前講座(学校、事業所等へ保健福祉事務所医師・保健師を派遣) <input type="checkbox"/> パンフレット、キャンペーン用ポケットティッシュの作成・活用
②相談・検査	<input type="checkbox"/> 保健福祉事務所(無料・匿名の相談・検査) ・HIV検査 ・性器クラミジア感染症検査 ・梅毒検査・HIV迅速検査、出張検査等の実施 <input type="checkbox"/> エイズ治療拠点病院(県が検査キットを提供するHIV無料迅速検査)
③相談体制の整備	<input type="checkbox"/> カウンセラー養成 <input type="checkbox"/> 相談通訳員等の派遣 <input type="checkbox"/> 研修会等の案内・参加
④医療機関等との連携	<input type="checkbox"/> エイズ治療拠点病院連絡会議の開催等 <input type="checkbox"/> 医療従事者感染症対策研修事業の実施 ・エイズ治療に関する最新情報等の伝達と正しい知識の普及 ・エイズ患者等の受入、診療状況等の把握等 <input type="checkbox"/> 福祉施設等への啓発、情報提供

【事業の経過等】○長野県内におけるHIV感染者・エイズ患者の届出数(件)※年集計

区 分	H元~23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	累計
HIV感染者	278	10	8	4	3	3	11	10	5	8	2	1	4	1	348
エイズ患者	175	7	8	4	2	4	7	2	5	2	3	1	1	2	223
合 計	453	17	16	8	5	7	18	12	10	10	5	2	5	3	571

○相談受付・検査の状況(件数)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
エイズ	相談受付	2,632	2,250	2,057	2,224	2,180	1,990	2,179	926	827	875	1,666	1,799
	HIV検査	1,971	1,743	1,506	1,481	1,486	1,430	1,573	660	445	419	1,033	1,104
	エイズ治療拠点病院実施HIV検査	676	556	495	513	472	486	406	283	287	298	287	304
性感染症	クラミジア検査	887	752	768	806	891	936	1,025	431	334	296	785	827
	梅毒検査	1,737	1,587	1,380	1,395	1,414	1,403	1,525	722	438	403	1,020	1,208

○エイズ治療拠点病院の選定状況(8病院)

県立信州医療センター(中核拠点病院)、信州大学医学部附属病院、まつもと医療センター、信州上田医療センター、佐久総合病院、飯田市立病院、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

㊦ PCR 検査体制強化事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【予算額及び内訳】 2,013 万 9 千円 (国庫負担金 1,006 万 9 千円、一般財源 1,007 万円)

【予算の主な内容】 感染症法に基づく行政検査に係る経費及び同検査を委託により実施するための経費

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症法に基づく行政検査及び変異株の発生状況を早期に発見するためゲノム解析を実施することにより、県内の検査体制を強化する。

【現 状】

感染症法に基づく行政検査を実施するとともに、5類感染症への位置付け変更前は、保険適用となる検査を実施した際の患者自己負担分を公費で負担した。

また、変異株の発生状況を早期に把握するため、ゲノム解析を実施した。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 保険診療検査における患者自己負担分の補助 144 万円

保険診療において、医師の判断で実施した新型コロナウイルス検査を行政検査とみなし、患者の自己負担分を公費で負担する。令和5年5月7日をもって終了。

2 変異株のゲノム解析の実施 1,869 万9千円

環境保全研究所等においてゲノム解析を実施する。

【事業の経過】

令和6年度検査実績

①保険診療検査における患者自己負担分の補助

399 件(令和5年5月7日以前の診療分)

②ゲノム解析

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	46	6	29	13	33	29	28	9	14	34	22	26	289

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤⑥ 流行初期医療確保措置に係るシステム運用保守事業
(根拠法令: 感染症法第 36 条の 11)

【予算額及び内訳】 130 万 6 千円 (一般財源 130 万 6 千円)

【予算の主な内容】 支払基金及び国保連合への委託費

【目指すべき姿】

新興感染症流行初期に実施する「流行初期医療確保措置[※]」にあたり必要となる、支払基金・国保連合会が整備するシステムの運用及び保守経費等に要する費用を支弁し新興感染症の発生に平時から備えることで、流行初期における医療提供体制の確保を図る。

※ 流行初期の段階に、医療機関が感染症に係る医療を提供することで、平時と比較して損なわれた利益を補填する措置。同措置によって、リスクを背負って対応する医療機関が感染症対応をためらわなくなる効果が期待できる。

【現 状】

今般の新型コロナウイルス感染症の対応において、診療報酬の上乗せや補助金等の財政支援による支援が充実するまで一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題が見られた。

改正感染症法により、診療報酬の上乗せや補助金等による十分な財政支援が整備されるまでの間において、新興感染症への初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置として「流行初期医療確保措置」が規定された。

当該措置は、支払基金・国保連合会が構築するシステムを通して実施されるが、運用及び保守経費に係る費用について、都道府県が負担することとされている。

【事業主体】

支払基金及び国保連合

【事業内容】

流行初期医療確保措置の事務を執行する、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会(国保中央会)が構築するシステムの運用及び保守経費

流行初期医療確保措置を行う医療機関数に応じて、都道府県で負担する。

【事業の経過等】

令和6年度新設

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤7 IHEAT 研修事業

(根拠法令: 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱)

【予算額及び内訳】 44 万 2 千円 (一般財源 22 万 1 千円、国庫補助金 22 万 1 千円)

【予算の主な内容】 IHEAT 要員に対する研修における旅費

【目指すべき姿】

新興感染症発生時に増大する保健所業務を IHEAT 要員により補い、保健所体制を強化するため、県主催で研修を実施し、対応可能な人員の拡充を図る。

※IHEAT: 感染症発生などの健康危機発生時、外部の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

IHEAT 要員: 保健所業務(積極的疫学調査等)の支援を行う外部の専門職(医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士等)

【現 状】

令和7年3月 31 日現在、IHEAT 要員としてシステムに登録されているのは、76 名。地域保健法の改正に伴い IHEAT が法定化されたことで、今後は IHEAT 要員の人材育成が重要となる。

【事業主体】

県

【事業内容】

IHEAT 要員が即応人材として、感染症のまん延時等に速やかに保健所等の業務を支援できるようにすることを目標として、下記の事項について、研修を実施する。

(1) 感染症等の健康危機に関する基本的な教育

① 感染症に関する内容 ② 健康危機管理に関する内容

(2) 感染症に関する応用的な教育

(3) 感染症業務に関する実践的訓練

【事業の経過等】

- ・ 当県としては、令和3年度に IHEAT システムの利用を開始したが、IHEAT 要員の活用は進んでいなかった。また、IHEAT 研修等の実施もなかった。
- ・ 新興感染症発生時の保健所体制維持を目的とした地域保健法改正に伴い、保健所設置自治体における IHEAT 要員に対する年1回以上の研修(保健所での実践的訓練を含む)の実施が定められたことを踏まえ、令和5年度、令和6年度にそれぞれオンラインで研修を実施。

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤⑧ 新興感染症対応のための県による个人防护具備蓄事業

(根拠法令:新型インフルエンザ等対策特別措置法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針)

【予算額及び内訳】 1,541万6千円 (一般財源 1,374万7千円、長野県社会福祉基金 166万9千円)

【予算の主な内容】 県が備蓄する个人防护具の購入、保管及び管理に係る費用

【目指すべき姿】

・新興感染症発生時、医療機関における个人防护具の需要が急増した場合においても医療提供体制を維持することができるよう、県の備蓄体制を構築する。

・保健所においても有事に必要な感染症対策を行うことができるよう、各所で平時から一定の備蓄を行う。

【現 状】

新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日閣議決定)」が改定されたことを受け、令和7年3月21日に「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定した。

また、各保健所においては、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、「保健所健康危機対処計画」を策定している。

当該計画の定めるところにより、感染症有事に必要な个人防护具を確実に備蓄しておく必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

(1) 个人防护具備蓄等の業務委託 1,383万5千円

感染症有事に医療機関で必要となる个人防护具を県で備蓄するため、購入、保管及び管理を事業者へ委託する。

(2) 保健所備蓄用个人防护具の購入 158万千円

保健所において、新興感染症発生時等の感染症対策業務に必要な一定の个人防护具を購入する。

【事業の経過等】

令和7年度新設

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑤9 新興感染症検査体制集中整備事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱)

【予算額及び内訳】 2,843万6千円(一般財源 1,421万8千円、国庫負担金 1,421万8千円)

【予算の主な内容】 環境保全研究所等における検査機器の整備費

【目指すべき姿】

環境保全研究所等において老朽化した検査機器を計画的に更新し、新興感染症の発生時に必要な検査が実施できる体制を整備し、感染症の予防及びまん延防止を図る。

【現 状】

環境保全研究所(地方衛生研究所)は、令和4年の地域保健法改正により、技術的かつ専門的な機関として病原体等の調査研究、試験検査等の役割を担うことが法定化された。

一方、環境保全研究所や保健所において感染症の検査に用いる機器の老朽化が進んでいるため、感染症予防計画(信州保健医療総合計画:R6~R11年度)において、機器整備等の取組を通して検査能力向上を図ることとしている。

環境保全研究所の今後の在り方の検討内容も踏まえ、機器更新を計画的に進める必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

環境保全研究所等に設置されている感染症検査機器の更新

【事業の経過等】

令和6年度において以下の機器整備を実施。

機関名	整備台数
環境保全研究所	1台
松本保健所	2台
長野保健所	2台

【事業概要(疾病・感染症対策課)】

⑥0 予防接種対策事業

(根拠法令:予防接種法第 11 条、第 22 条の 2)

【予算額及び内訳】 1,566 万 3 千円

(一般財源 683 万円、国庫負担金(2/3) 472 万 5 千円、国庫補助金(1/2) 410 万 8 千円)

【予算の主な内容】 予防接種事故給付の負担金の交付

【目指す姿】

感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図るために有効である予防接種を推進するため、健康被害に対する救済及び小児がん治療のため造血細胞移植を行った家庭の支援を行う。

【現 状】(R6年給付実績)

区 分	対象人員	補助(負担)率	補助事業者
予防接種事故対策費負担事業	5人	3/4 (国 2/3、県 1/3)	諏訪市、岡谷市、高森町、 塩尻市、小諸市
造血細胞移植後の ワクチン再接種費用助成事業	11人	1/2 (市町村 1/2)	長野市、松本市、飯田市、小諸市、 下諏訪町、富士見町、飯島町、小川村

【事業主体】

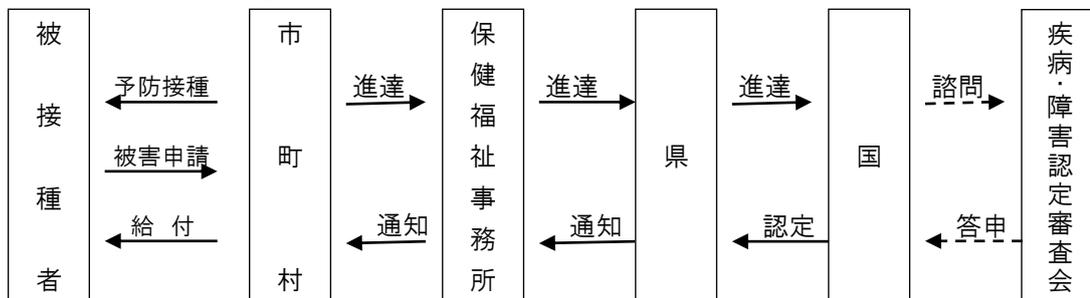
市町村

【事業内容】

○予防接種事故対策費負担・補助事業

予防接種法に基づき実施した予防接種により健康被害を受け、厚生労働大臣の認定を受けた者に対し、市町村長が医療費、障害年金等の支給を行ったとき、その一部を負担・補助する。

負担割合 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4



○造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業

小児がん等の治療のため実施した造血細胞移植により、移植前に接種した定期接種ワクチンの免疫が消失するため、再接種が必要と医師が認めた 20 歳未満の者に対し、ワクチンの再接種費用を助成する市町村を補助する。

補助割合 県 1/2 市町村 1/2

